

確定申告期限の柔軟な取扱いについて
— 4月17日（金）以降も申告が可能です —

令和元年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限につきましては、先般、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和2年4月16日（木）まで延長いたしました。

期限を延長した結果、確定申告会場の混雑は例年に比べかなり緩和されています。

各確定申告会場においては、感染防止に万全の措置を講じております。また、ご来場いただいた納税者の皆さまには、マスクの着用やアルコール消毒液の利用をはじめとした感染予防にご協力をいただいております。確定申告会場での感染はこれまで確認されておりません。

申告実績を見ると、自宅からの e-Tax による申告の増加などもあり、既に昨年の約9割の申告がなされています。

今後とも、申告相談に当たっては、感染リスクの防止を更に徹底してまいります。

【確定申告期限の柔軟な取扱いについて】

昨今の新型コロナウイルス感染症の各地での感染の拡大状況に鑑み、更に確定申告会場の混雑緩和を徹底する観点から、感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難な方については、期限を区切らずに、4月17日（金）以降であっても柔軟に確定申告書を受け付けることといたしました。申告書の作成又は来署することが可能になった時点で税務署へ申し出ていただければ、申告期限延長の取扱いをさせていただきます。

【4月17日以降の申告相談について】

現在までの申告状況を踏まえれば、4月17日（金）以降に税務署へお越しになる方の数は、比較的限定的となると考えられます。そこで、4月17日（金）以降の申告相談につきましては、確定申告会場のように先着順に申告相談をお受けする方式ではなく、納税者の皆さまにお待ちいただくことなくスムーズに申告できるよう、原則として、事前予約制とするなど、感染リスク防止により一層配慮した形で行うことといたします。

国税庁では、確定申告会場に出向かなくても自宅等から簡単に申告を行っていただけるよう、スマートフォン等による e-Tax などの手段をご用意しています。ぜひ利用いただくよう、お勧めします。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

また、令和元年分の還付申告については、5年間（令和6年12月31日まで）申告することが可能です。

（還付申告の例）

給与所得者や公的年金受給者で、医療費控除・寄附金控除（ふるさと納税等）・住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）により還付を受けられる方 等

- ・ [4月17日（金）以降の申告・納付の対応について](#)
- ・ [申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限の個別指定による期限延長手続に関するFAQ（PDF/708KB）](#)
- ・ [（4月17日以降に申告をされる方へ）4月17日以降に申告される方の口座からの振替日は、個別に連絡いたします（PDF/101KB）（令和2年4月6日）](#)
- ・ [（振替納税をご利用の方へ）口座からの振替日が、申告所得税は5月15日（金）、個人事業者の消費税は5月19日（火）になります（令和2年3月11日）](#)

令和元年分

所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き

確定申告書B用



- 確定申告書Bは、所得の種類にかかわらず、どなたでも使用できます。
- この手引きは、一般的な事項を説明しています。
申告や納税についてお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお電話などでお尋ねください。
- この手引きでは、所得税及び復興特別所得税を「所得税等」といいます。
- 令和元年分とは、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの期間に係る年分をいいます。

お知らせ

配偶者控除及び配偶者特別控除が変わりました

平成30年分の確定申告から配偶者控除及び配偶者特別控除が、
配偶者の合計所得金額のほか、申告される方で本人の合計所得金額
に応じて適用されるとともに、控除額が変更されました。

医療費控除は、領収書の提出が不要となりました

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに
“医療費控除の明細書”の添付が必要となりました。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。
(注)平成29年分から令和元年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

マイナンバーの記載等について

確定申告書を提出する際は、毎回、

マイナンバー(12桁)の記載 **+** **本人確認書類の提示又は写しの添付** が必要です。

本人確認
書類の例

《例1》マイナンバーカード
《例2》通知カード + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証 など

確定申告書は、国税庁ホームページで作成できます！

国税庁ホームページで、**所得税や消費税の申告書**、**青色申告決算書**、**収支内訳書**などを作成することができます。

- ◆ 作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダー又はマイナンバーカード対応のスマートフォンを用意すれば「e-Tax(電子申告)」を利用して提出できます。
- ◆ また、事前に税務署で手続きしていただければ、マイナンバーカードとICカードリーダー等をお持ちでない方でも、e-Taxをご利用できます。

なお、印刷して郵送等により提出することもできます。
詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

確定申告



税務署 この社会あなたの税がいきている

申告手続の流れ

記載例

手順1

手順2

手順3

手順4

手順5

手順6

知っておきたいこと

添付書類

振替納税申込み書

医療費控除の明細書

下書き用申告書

目次

ページ

1. 申告手続の流れ	1
2. 申告書の書き方	
申告書の記載例	5
手順1 ▶住所、氏名などを記入する	7
手順2 ▶収入金額等、▶所得金額を計算する	8
手順3 ▶所得から差し引かれる金額(所得控除)を計算する	13
手順4 ▶税金の計算をする	21
手順5 ▶その他、▶延納の届出、▶還付される税金の受取場所を記入する	26
手順6 ▶住民税、▶事業税に関する事項を記入する	27
(参考)申告や納税について知っておきたいこと	30
3. 申告書に添付・提示する書類	37
4. 振替納税の新規(変更)申込み	39
5. 医療費控除の明細書	40
6. 下書き用申告書	42

1. 申告手続の流れ

Step 1

書類を準備する
源泉徴収票 など(37ページ)

Step 2

申告書などを
作成する(5ページ)

Step 3

申告書を税務署に
提出する

Step 4

納付する 又は
還付を受ける

令和元年分の所得税等の確定申告の相談及び申告書の受付

令和2年2月17日(月) から 同年3月16日(月)まで

還付申告書は、令和2年2月14日(金)以前でも提出できます。

税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、通常、税務署での相談及び申告書の受付は行っておりません。

ただし、一部の税務署では、2月24日(月)と3月1日(日)に限り、日曜日・祝日等でも確定申告の相談及び申告書の受付を行います。詳しくは、国税庁ホームページで確認されるか、最寄りの税務署にお尋ねください。

申告書の提出方法

① e-Taxで申告する。

国税庁ホームページで作成した申告書等は、e-Taxにより送信できます。詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

② 郵便又は信書便により、住所地等の所轄税務署に送付する。

○確定申告書は、「信書」に当たることから、税務署に送付する場合には、「郵便物」(第一種郵便物)又は「信書便物」として送付する必要があります(郵便物・信書便物以外の荷物扱いで送付することはできません。)

詳しくは、総務省ホームページをご覧ください。

○通信日付印を提出日とみなします。通信日付印が申告期限内となるよう、お早めにご送付ください。

③ 住所地等の所轄税務署の受付に提出する。

税務署の時間外収受箱への投函により、提出することもできます。

◆ 收受日付印のある確定申告書の控えが必要な場合

○郵便又は信書便による送付又は税務署の時間外収受箱への投函により申告書を提出する場合は、複写により作成した(複写式でないものについては、ボールペンで記載した)申告書の控えのほか返信用封筒(宛名をご記入の上、所要額の切手を貼付してください)を同封してください。

○申告書を税務署の受付に提出する場合は、その提出の際に、申告書の控えをお持ちください。

○申告書の控えへの收受日付印の押印は、收受の事実を確認するものであり、内容を証明するものではありません。

納税の方法

納付手続は、次のとおり様々な方法がありますので、ご自身で選択し、納付手続を行ってください。
なお、各納付手続の詳しい内容については、国税庁ホームページをご覧ください。

令和元年分の所得税等の確定申告分(第3期分)の納期限は、

令和2年3月16日(月)です。

①振替納税を利用する。

令和元年分の所得税等の確定申告分(第3期分)の振替日は、

令和2年4月21日(火)です。

確実に振替納付できるよう、振替日の前日までに預貯金残高をご確認ください。
なお、振替納税は申告期限までに申告書を提出された場合に限り利用できます。

※振替納税のお申込みは、**令和2年3月16日(月)**までに『預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書』(➡39ページ)に必要事項をご記入の上、所轄税務署又は金融機関に提出してください。

※**転居等により所轄税務署が変わった場合や、振替納税で指定している金融機関や口座を変更する場合には、新たに振替納税(変更)の手続が必要となります。**

※振替納税の場合には、領収証書は発行されませんのでご注意ください。

②e-Taxで納付する。

自宅等からインターネットを利用して納付できます。

詳しくは、e-Taxホームページの「電子納税をご利用の方」にある「電子納税全般について詳しく知りたい方はこちら」(<https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki4.htm>)をご覧ください。



左記のサイトは上のコードからもご覧いただけます。

③クレジットカードで納付する。

インターネットを利用して「国税クレジットカードお支払サイト」から納付できます。

詳しくは、国税庁ホームページの「クレジットカード納付の手続」(https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/nofu-shomei/nofu/credit_nofu/index.htm)をご覧ください。



左記のサイトは上のコードからもご覧いただけます。

④QRコードによりコンビニエンスストアで納付する。

ご自宅などで、国税庁ホームページで提供する作成システム等から納付に必要な情報をQRコードとして作成(印刷)し、コンビニエンスストアで納付できます。

詳しくは、国税庁ホームページの「国税の納付手続」にある「コンビニ納付(QRコード)」(https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/conveni_qr_nofu/index.htm)をご覧ください。

※納付できる金額は30万円以下となります。



左記のサイトは上のコードからもご覧いただけます。

(注)「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

⑤金融機関又は税務署の窓口で現金で納付する。

金融機関又は所轄税務署の窓口で、現金に納付書を添えて納付する方法です。

なお、納付書をお持ちでない方は、税務署又は所轄税務署管内の金融機関に用意してある納付書を使用してください。

金融機関に納付書がない場合は、所轄税務署までご連絡ください。

申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。

※税金の延納について(➡26ページ)

還付金の受取方法

申告書に記入した金融機関の預貯金口座に還付金が振り込まれます。

預貯金口座への振込みによることができない場合には、最寄りのゆうちょ銀行各店舗又は郵便局に向いて受け取る方法もあります。

所得税等の確定申告とは

所得税等の確定申告は、1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税等の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続です。

※平成25年分から令和19年分まで、東日本大震災からの復興を図るための施策に必要な財源を確保するため、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付することとされています。

※居住者のうち非永住者以外の方は、その源泉が国内であるか国外であるかを問わず、全ての所得について所得税等を納める義務があります。

なお、非永住者の方は課税所得の範囲が異なります。

◆用語の解説

「**予定納税**」とは、前年の所得などを基にして計算した予定納税基準額が15万円以上の場合に、その年の所得税等の一部をあらかじめ納付する制度です。

「**居住者**」とは、日本国内に住所を有している方又は現在まで引き続いて1年以上居所を有している方をいいます。

「**非永住者**」とは、居住者のうち、日本国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である方をいいます。

確定申告が必要な方

次の①から④のいずれかに該当する方は、所得税等の確定申告が必要です。

① 給与所得がある方	次の計算において残額があり、さらに(1)から(6)のいずれかに該当する			
大部分の方は、年末調整により所得税等が精算されるため、申告は不要です。 ※確定申告をする場合には、年末調整を受けた給与所得も含めて申告が必要です。	各種の所得の合計額（譲渡所得や山林所得を含む。）から、所得控除を差し引いて、課税される所得金額を求めます。	課税される所得金額に所得税の税率を乗じて、所得税額を求めます。	所得税額から、配当控除額と年末調整の際に控除を受けた（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を差し引きます。	
	(1) 給与の収入金額が2,000万円を超える (2) 給与を1か所から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く。）の合計額が20万円を超える (例)給与を1か所から受けていて、公的年金等による収入金額が90万円（65歳以上の方（昭和30年1月1日以前に生まれた方）は、140万円）を超える場合 ※ 給与の収入金額が85万円以下の方は、次ページ【年金所得者に係る確定申告不要制度について】（➡4ページ）も参照してください。 (3) 給与を2か所以上から受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く。）との合計額が20万円を超える ※ 給与所得の収入金額の合計額から、所得控除の合計額（雑損控除、医療費控除、寄附金控除及び基礎控除を除く。）を差し引いた残りの金額が150万円以下で、さらに各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く。）の合計額が20万円以下の方は、申告は不要です。 (4) 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与のほか、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払を受けた (5) 給与について、災害減免法により所得税等の源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた (6) 在日の外国公館に勤務する方や家事使用人の方などで、給与の支払を受ける際に所得税等を源泉徴収されないこととなっている			
② 公的年金等に係る雑所得のみの方	公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと、残額がある ※ 確定申告不要制度は、次ページ【年金所得者に係る確定申告不要制度について】（➡4ページ）を参照してください。			
③ 退職所得がある方	外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されないものがある ※ 退職金などの支払者に「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合、一般的に、退職所得に係る所得税等は源泉徴収により課税が済むこととなりますので、退職所得の申告は不要となります。 なお、退職所得以外の所得がある方は、①又は④を参照してください。			
④ ①～③以外の方	次の計算において残額がある	各種の所得の合計額（譲渡所得や山林所得を含む。）から、所得控除を差し引いて、課税される所得金額を求めます。	課税される所得金額に所得税の税率を乗じて、所得税額を求めます。	所得税額から、配当控除額を差し引きます。

※ 上場株式等に係る譲渡損失と配当所得等との損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けようとする方などは、①から④に当てはまらない方であっても確定申告が必要です。

【年金所得者に係る確定申告不要制度について】

以下のいずれにも該当する場合には、計算の結果、納税額がある場合でも**所得税等の確定申告は必要ありません。**

①公的年金等(その全部(※)が源泉徴収の対象となる場合に限り)の収入金額が400万円以下

※所得税法第203条の6(注)(源泉徴収等を要しない公的年金等)の規定の適用を受けるものを除きます。

(注)令和2年1月1日以後は第203条の7となります。

②公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

※上記の場合でも、次の「確定申告をすれば税金が戻る方」に該当する場合には、還付を受けるための申告(還付申告)を行うことにより税金が還付されます。

※住民税については、36ページを参照してください。

確定申告をすれば税金が戻る方

次のいずれかに当てはまる方などで、源泉徴収された税金や予定納税をした税金が納め過ぎになっている場合には、還付を受けるための申告(還付申告)により税金が還付されます。

※源泉徴収税額のない場合(源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄が「0」となっている場合等)には、還付される税金はありません。

なお、給与所得者や、公的年金等に係る雑所得がある方(年金所得者)で確定申告の必要がない方が還付申告をする場合は、その他の各種の所得(退職所得を除く。)も申告が必要です。

区分	概要
① 総合課税の配当所得や原稿料などがある方	年間の所得が一定額以下である場合 ※一定額は、あなたの所得金額や源泉徴収された税金などにより異なります。
② 給与所得者	雑損控除や医療費控除、寄附金控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(年末調整で控除を受けている場合を除く。)、政党等寄附金特別控除、認定NPO法人等寄附金特別控除、公益社団法人等寄附金特別控除、住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別税額控除、認定住宅新築等特別税額控除などを受けられる場合
③ 所得が公的年金等に係る雑所得のみの方	生命保険料控除や地震保険料控除、雑損控除、医療費控除、寄附金控除などを受けられる場合
④ 年の中途で退職した後就職しなかった方	給与所得について年末調整を受けていない場合
⑤ 退職所得がある方	次のいずれかに該当する場合 ●退職所得を除く各種の所得の合計額から所得控除を差し引くと赤字になる ●退職所得の支払を受けるときに『退職所得の受給に関する申告書』を提出しなかったため、20.42%の税率で源泉徴収され、その所得税等の源泉徴収税額が正規の税額を超えている ※退職所得の計算方法は、31ページを参照してください。

2. 申告書の書き方

申告書の書き方を順に説明します。
手順に沿って申告書を作成しましょう。



- この手引きの各項目における記載例は、原則としてこの「申告書の記載例」を使用しています。
- 申告書は複写式になっています。申告書第一表と第二表を折りたたんだまま記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから記入します。
- 申告書は、黒いインクのボールペンで、強く記入します。※この手引きでは、記入した部分を便宜上青色で印刷しています。
- 2枚目は複写式の控えになっていますが、申告書を提出するときは、2枚目は取り外してください。
- マス目に数字を記入する場合は、記入例①にならって、マス目の中に丁寧に記入してください。
- 1億円以上の金額がある場合は、記入例②にならって記入してください。
- 訂正する場合は、記入例③にならって、訂正する文字を二重線で抹消し、上の欄などの余白に適宜記入してください。

記入例①

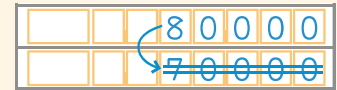
縦線1本 すきまをあける 上に突き抜ける 角をつくる 閉じる



記入例②



記入例③



申告書の記載例

第一表

手順1
7ページ参照

手順2
8ページ参照

手順3
13ページ参照

令和 〇 年 2 月 17 日 令和 〇 1 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の 確定 申告書 B

FA0125

住所: 〇〇市△△町×-××-×

フリガナ: コクセ イ タロウ

氏名: 国税 太郎

職業: 〇〇小売業 国税商店

申告書の氏名: 国税太郎

世帯主との続柄: 本人

生年月日: 3 4 5 . 0 8 . 0 1

電話番号: XXX-XXX-XXXX

収入金額等	所得金額	所得から差し引かれる金額	税	税金の計算	その他
事業等 ⑦ 40572600	事業等 ① 5367200	社会保険料控除 ⑩ 1380912	課税される所得金額 (⑦-⑧) 又は第三表上の⑦に対する税額 又は第三表の⑦ 29 3120000	復興特別所得税額 (⑦×2.1%) 4126	配偶者の合計所得金額 49 500000
不動産 ⑧ 1600000	不動産 ② 1279200	生命保険料控除 ⑫ 40000	上の⑦に対する税額 又は第三表の⑦ 27 214500	所得税及び復興特別所得税の額 (⑦+⑧) 42 200626	専従者給与(控除)額の合計額 50
配当 ⑨ 80000	配当 ③ 80000	地震保険料控除 ⑬ 25000	配当控除 28 8000	外国税額控除 ⑬ 43	青色申告特別控除額 51
雑 ⑩ 1920500	雑 ④ 1164000	寡婦・寡夫控除 ⑭ 0000	政治等寄附金等特別控除 ⑭-⑯ 30 10000	源泉徴収税額 44 67567	雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額 52 15315
雑 ⑪ 150000	雑 ⑤ 1130000	勤労学生・障害者控除 ⑮-⑯ 750000	特定増改築等 ⑰ 29	申告納税額 (⑤-⑥-④) 45 133000	未納付の源泉徴収税額 53
雑 ⑫ 100000	雑 ⑥ 130000	配偶者特別控除 ⑰-⑱ 380000	住宅ローン等特別控除 ⑰-⑱ 30 00	予定納税額 (第1部分・第2部分) 46 101200	平均課税対象金額 55
雑 ⑬ 50000	雑 ⑦ 50000	扶養控除 ⑲ 1210000	災害減免額 ⑳ 39 196500	第3期分納める税金の税額 (⑤-⑥) 47 31800	変動・臨時所得金額 ⑳ 66
雑 ⑭ 100000	雑 ⑧ 100000	基礎控除 ⑳ 380000	復興特別所得税額 (⑦×2.1%) 41 196500	延滞納税額 ⑳ 48 Δ	申告期限までに納付する金額 ⑳ 57 16800
雑 ⑮ 100000	雑 ⑨ 100000	⑩から⑳までの計 21 4345912	所得税及び復興特別所得税の額 (⑦+⑧) 42 200626	延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 58 15000
雑 ⑯ 100000	雑 ⑩ 100000	雑損控除 ⑳ 230000	外国税額控除 ⑬ 43	延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 58 15000
雑 ⑰ 100000	雑 ⑪ 100000	医療費控除 ㉑ 111400	源泉徴収税額 44 67567	延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 58 15000
雑 ⑱ 100000	雑 ⑫ 100000	寄附金控除 ㉒ 263000	申告納税額 (⑤-⑥-④) 45 133000	延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 58 15000
雑 ⑲ 100000	雑 ⑬ 100000	合計 (⑦+⑧+⑨+⑩) 4950312	予定納税額 (第1部分・第2部分) 46 101200	延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 58 15000
雑 ⑳ 100000	雑 ⑭ 100000		第3期分納める税金の税額 (⑤-⑥) 47 31800	延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 58 15000
雑 ㉑ 100000	雑 ⑮ 100000		延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 58 15000
雑 ㉒ 100000	雑 ⑯ 100000		延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 58 15000
雑 ㉓ 100000	雑 ⑰ 100000		延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 58 15000
雑 ㉔ 100000	雑 ⑱ 100000		延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 58 15000
雑 ㉕ 100000	雑 ⑲ 100000		延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 58 15000
雑 ㉖ 100000	雑 ㉑ 100000		延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 58 15000
雑 ㉗ 100000	雑 ㉒ 100000		延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 58 15000
雑 ㉘ 100000	雑 ㉓ 100000		延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 58 15000
雑 ㉙ 100000	雑 ㉔ 100000		延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 58 15000
雑 ㉚ 100000	雑 ㉕ 100000		延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 58 15000
雑 ㉛ 100000	雑 ㉖ 100000		延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 58 15000
雑 ㉜ 100000	雑 ㉗ 100000		延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 58 15000
雑 ㉝ 100000	雑 ㉘ 100000		延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 58 15000
雑 ㉞ 100000	雑 ㉙ 100000		延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 58 15000
雑 ㉟ 100000	雑 ㉚ 100000		延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 58 15000
雑 ㊱ 100000	雑 ㉛ 100000		延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 58 15000
雑 ㊲ 100000	雑 ㉜ 100000		延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 58 15000
雑 ㊳ 100000	雑 ㉝ 100000		延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 58 15000
雑 ㊴ 100000	雑 ㉞ 100000		延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 58 15000
雑 ㊵ 100000	雑 ㉟ 100000		延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 58 15000
雑 ㊶ 100000	雑 ㊱ 100000		延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 58 15000
雑 ㊷ 100000	雑 ㊲ 100000		延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 58 15000
雑 ㊸ 100000	雑 ㊳ 100000		延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 58 15000
雑 ㊹ 100000	雑 ㊴ 100000		延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 58 15000
雑 ㊺ 100000	雑 ㊵ 100000		延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 58 15000
雑 ㊻ 100000	雑 ㊶ 100000		延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 58 15000
雑 ㊼ 100000	雑 ㊷ 100000		延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 58 15000
雑 ㊽ 100000	雑 ㊸ 100000		延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 58 15000
雑 ㊾ 100000	雑 ㊹ 100000		延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 58 15000
雑 ㊿ 100000	雑 ㊺ 100000		延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 48 Δ	延滞納税額 ⑳ 58 15000

確定申告書には、毎回、マイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。

手順4
21ページ参照

手順5
26ページ参照

手順5
26ページ参照

- 申告分離課税(⇒30ページ)の所得がある方は、『第三表(分離課税用)』を申告書Bと併せて使用します。
- 所得金額が赤字の方、所得金額から雑損控除額(⇒18ページ)や繰越損失額(⇒26ページ)を控除すると赤字になる方は、『第四表(損失申告用)』を申告書Bと併せて使用します。
- 『第三表』や『第四表』を使用する場合など、次の説明書をご用意していますので、必要に応じてご覧ください。
『確定申告の手引き(損失申告用)』
『譲渡所得の申告のしかた(記載例)』
『株式等の譲渡所得等の申告のしかた(記載例)』
『山林所得の申告のしかた(記載例)』

第二表

確定申告書には、毎回、配偶者や扶養親族、事業専従者などのマイナンバー(個人番号)も記入する必要があります。(注)

手順1
7ページ参照

手順2
8ページ参照

24ページ参照

手順2
8ページ参照

8ページ/
22ページ/
計算明細書・
説明書等
参照

手順6
27ページ参照

令和 〇〇 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

整理番号: FA0079

住所: 〇〇市△△町×-××-×

氏名: 国税 太郎

所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	源泉徴収税額
配当	株式の配当 〇〇電気株式会社	80,000	12,252
給与	給料 〇〇産業株式会社 〇〇市〇〇町×-×	1,920,500	40,000
雑	原稿料 〇〇出版 〇〇市〇〇町×-×	150,000	15,315
⑭ 源泉徴収税額の合計額			67,567

所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険の種類	支払保険料	掛金の種類	支払掛金
国民健康保険	801,582	小規模企業共済	180,000
国民年金	579,330		
合計	1,380,912	合計	180,000

所得 (公的年金等以外)、総合課税の配当所得・譲渡所得・一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	差引金額
配当	上記のとおり	80,000	0	80,000
雑	上記のとおり	150,000	20,000	130,000
一時	生命保険金 〇〇生命 〇〇市〇〇町×-×	2,500,000	1,900,000	600,000

特別適用条文等

措置法41の18の2 措置法41の18の3

事業専従者に関する事項

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
国税 一郎	XXXXXXXXXXXX	子	8.5.10	12月・外交販売 毎日8時間程度従事	500,000

住民税・事業税に関する事項

氏名	個人番号	続柄	生年月日	別居の場合の住所	前年中の(戻)差引
国税 二郎	XXXXXXXXXXXX	子	19.10.20		120,000

事業税

課税所得等	課税額	所得金額	損益通算の特例適用前の所得
非課税所得など	10	1,279,200	不動産所得

手順3
13ページ参照

手順2
8ページ参照

(注) 年末調整を受けた給与を有する場合で、配偶者(特別)控除や扶養控除の額に異動がないときは、第二表の⑰～⑲欄のマイナンバー(個人番号)の記入を省略できます。

※ 「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」欄で、所得の種類が数多くあるときなど書ききれないときは、『所得の内訳書』を利用してください。

このほか第二表の各欄で書ききれないときは、欄を分割するなどして記入してください。

※ 国税庁ホームページでは、このほかの記載例も掲載しています。

手順1 ▶ 住所、氏名などを記入する

第一表 〇〇 税務署長 令和 2 年 2 月 17 日 令和 01 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の 確定 申告書 B

住所 〒 ×××-×××-××× 〇〇市△△町×-××-× □□市××町×-××	個人番号 ××××××××××××××	フリガナ コクセイ タロウ	氏名 国税 太郎	性別 男	職業 〇〇小売業	屋号・雅号 国税商店	世帯主の氏名 国税太郎	世帯主との続柄 本人
令和 2 年 1 月 1 日 住所 同上	生年月日 3 4 5 . 0 8 . 0 1	電話番号 自宅 勤務先・携帯 XXX-XXX-XXXX	種類 青色 分離 国出 損失 修正 特農の表示 特農 整理番号					

申告の際は、毎回、マイナンバー（個人番号）を記入する必要があります。

税務署長

申告書の提出日における住所地等の所轄税務署名を記入します。

国税庁ホームページでは、各税務署の所在地及び管轄区域を掲載しています。

令和 年 月 日

申告書の提出年月日を記入します。

表題

「令和01年分の所得税及び復興特別所得税の 申告書B」の、01内に「1」と記入し、空白に「確定」と記入します。

住所

申告書の提出日における住所地の郵便番号と住所を記入します。

住所地以外の事業所や事務所、居所などの所在地を管轄する税務署に申告をする方は、() 内の当てはまる文字を○で囲んだ上、事業所等の所在地の郵便番号と、事業所等の所在地(上段)と住所(下段)を記入します。
なお、住所地に代えて事業所等の所在地を納税地とする場合には、納税地の変更に関する届出が必要です。

令和 年 1 月 1 日の住所

「令和 年」の空白に「2」と記入し、令和2年1月1日現在の住所を記入します。

令和2年1月1日現在の住所が上欄に記入する住所と異なる場合は、必ず記入します。

個人番号

申告をする方のマイナンバー(個人番号)を記入します。

本人確認を行うため、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です(▶37ページ)。

氏名・フリガナ

申告をする方の氏名とフリガナを記入し、押印します。

フリガナの濁点(°)や半濁点(ˆ)は一字分とします。姓と名の間は一字空けて記入します。

性別

性別を○で囲みます。

職業

職業を記入します。

個人事業者の方は、事業の内容を具体的に記入します(青果小売業、自動車板金塗装業など)。複数の事業を兼業している方は、全ての事業について記入します。

屋号・雅号

事業に係る屋号や雅号がある場合に記入します。

世帯主の氏名・世帯主との続柄

世帯主の氏名と世帯主からみた申告をする方の続柄を記入します。

生年月日

元号に対応する数字(下表)、年月日(各数字2桁)の順に記入します。

例：昭和45年8月1日の場合

昭和 3 4 5 . 0 8 . 0 1

明治	1
大正	2
昭和	3
平成	4
令和	5

電話番号

連絡先電話番号を市外局番から記入し、その連絡先区分(自宅・勤務先・携帯)を○で囲みます。

※ 日中連絡が取れる電話番号をご記入ください。

種類

該当する全ての項目の文字を○で囲みます。

青色申告者	青色
申告書第三表(分離課税用)を使用する方	分離
国外転出時課税制度の適用を受ける方	国出
申告書第四表(損失申告用)を使用する方	損失

※ 国外転出時課税制度とは、国外転出をする場合の譲渡所得等の特例(所法60の2)又は贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例(所法60の3)をいいます。

特農の表示

令和元年分の農業所得の金額がその年分の所得金額の合計額の70%を超え、かつ、その農業所得の金額のうち、その年の9月1日以後に得られる分が70%を超える方(特別農業所得者)は、特農の文字を○で囲みます。

第二表 令和 01 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の 確定 申告書 B

住所	〇〇市△△町×-××-×
屋号	国税商店
フリガナ	コクセイ タロウ
氏名	国税 太郎

- 申告書第一表と同様に申告書第二表にも、表題、住所、屋号及び氏名を記入します。
- 住所地以外の事業所や事務所、居所などの所轄税務署に申告をする方は、その所在地を記入します。
- 税務署から申告書用紙が送付されている方は、住所、屋号及び氏名が印字されていますので、それらに誤り等がある場合には訂正してください。

手順2 ▶ 収入金額等、▶ 所得金額を計算する

所得の種類ごとに、所得金額を計算します。

事業所得	➔8ページ	利子所得	➔8ページ	給与所得	➔9ページ	譲渡所得	➔11ページ
不動産所得	➔8ページ	配当所得	➔9ページ	雑所得	➔10ページ	一時所得	➔12ページ

※ 手順2では、総合課税(➔30ページ)の対象となる所得について説明しています。

事業所得(営業等・農業)

第一表 ㊦㊧㊨㊩

所得の概要

次の事業などから生ずる所得

営業等所得	<ul style="list-style-type: none"> 卸売業、小売業、飲食店業、製造業、建設業、金融業、運輸業、修理業、サービス業などのいわゆる営業 医師、弁護士、作家、俳優、職業野球選手、外交員、大工などの自由職業 漁業などの事業 など
農業所得	<ul style="list-style-type: none"> 農産物の生産、果樹などの栽培 養蚕、農家が兼営する家畜・家さんの飼育 酪農品の生産 など

※ 事業所得は、事業税の対象になる場合があります(➔29ページ)。

所得の計算

(総収入金額) - (必要経費)

所得金額は以下の様式で計算し、確定申告書と一緒に提出します。

- 青色申告の方…『青色申告決算書』
- その他の方…『収支内訳書』(白色申告者)

※ 次の①と②のいずれにも該当する方は、事業所得・雑所得の金額の計算について特例があります。

- ① 家内労働者や外交員、集金人、電力量計の検針人又は特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする方
- ② 事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上、必要経費に算入する金額と給与所得の収入金額との合計額が65万円未満の方

HP参照：『家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の適用を受ける方へ』

申告書の書き方

第一表

- ㊦欄 又は ㊧欄 … 収入金額
- ㊨欄 又は ㊩欄 … 所得金額
- ㊰欄 … 専従者給与(控除)額の合計額
- ㊱欄 … 青色申告特別控除額

『青色申告決算書』又は『収支内訳書』から転記します。

第二表

- 『所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)』欄… 該当事項を記入します。
- 『事業専従者に関する事項』欄… 事業専従者の氏名、マイナンバー(個人番号)、生年月日、従事月数などを記入します。
※ 程度・仕事の内容は、白色申告者のみ記入します。
- 『特例適用条文等』欄… 社会保険診療報酬(措法26)、転廃業助成金(措法28の3)などの課税の特例の適用を受ける方は、該当条文を記入します。

不動産所得

第一表 ㊲㊳

所得の概要

土地や建物、不動産の上に存する権利、船舶、航空機などの貸付けから生ずる所得

※ 不動産所得は、事業税の対象になる場合があります(➔29ページ)。

所得の計算

(総収入金額) - (必要経費)

所得金額は以下の様式で計算し、確定申告書と一緒に提出します。

- 青色申告の方…『青色申告決算書』
- その他の方…『収支内訳書』(白色申告者)

申告書の書き方

第一表

- ㊲欄 … 収入金額、㊳欄 … 所得金額
- ㊴欄 … 専従者給与(控除)額の合計額
- ㊵欄 … 青色申告特別控除額

『青色申告決算書』又は『収支内訳書』から転記します。

※ 不動産所得の金額が赤字の方で、「土地等取得するために要した負債の利子の額」を必要経費に算入した場合の書き方は、『青色申告決算書(不動産所得用)の書き方』、『収支内訳書(不動産所得用)の書き方』を参照してください。

第二表

- 『所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)』欄… 該当事項を記入します。
- 『事業専従者に関する事項』欄… 事業専従者の氏名、マイナンバー(個人番号)、生年月日、従事月数などを記入します。
※ 程度・仕事の内容は、白色申告者のみ記入します。

総合課税の利子所得

第一表 ㊶㊷

所得の概要

国外で支払われる預金等の利子など国内で源泉徴収されないものや、同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の判定の基礎となった株主等が支払を受けるものなどによる所得

※ 預貯金、特定公社債(➔31ページ)以外の公社債、私募公社債投資信託などの利子等は、源泉分離課税(➔30ページ)ですから申告することはできません。

※ 総合課税の対象となる利子等は、申告分離課税を選択することはできません(➔30ページ)。

所得の計算

(収入金額) = (所得金額)

申告書の書き方

第一表

㊶欄 及び ㊷欄 … 収入金額(所得金額)を記入します。

所得の概要

株主や出資者が法人から受ける剰余金の配当や、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配などの所得

※ 上場株式等の配当等（大口株主等が支払を受けるものを除く。）に係る配当所得については、申告分離課税を選択することができます（➡30ページ）。この場合、申告書B（第一表・第二表）と分離用（第三表）等を使用します。

HP参照：『株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）』

申告書の書き方

第一表

配 当 ④

配 当 ⑤

- ④欄 … 計算欄Aの金額を転記します。
- ⑤欄 … 計算欄Cの金額を転記します。

第二表

○ 所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）				○ 雑所得（公的年金等以外）、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項				○ 住民税・事業税に関する事項（➡28ページ）	
所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額 円	源泉徴収税額 円	所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額 円	必要経費等 円	差引金額 円	配当に関する住民税の特例 円
配当	株式の配当 ○○電気株式会社	80,000	12,252	配当	上記のとおり	80,000	0	80,000	4,000

上記の各欄に該当事項を記入します。

計算欄

配当等の収入金額(税込み)	(合計)	円	A
負債の利子		円	B
配当所得の金額 (A - B)	(赤字のときは0円)	円	C

※ 負債の利子は、株式を買ったり出資をしたりするために借り入れた負債の利子に限ります。ただし、有価証券の譲渡による所得に係るものは除きます。

設例

上場株式等に係る剰余金の配当

配当等の収入金額(税込み) A: 80,000円 ➡ ④欄へ
負債の利子 B: 0円

A 80,000円 - B 0円 = C 80,000円

配当所得の金額は、80,000円です。➡ ⑤欄へ

(所得税等: A 80,000円 × 0.15315 = 12,252円)
住民税: A 80,000円 × 0.05 = 4,000円

給与所得

所得の概要

俸給、給料、賃金、賞与、歳費やこれらの性質を有する給与に係る所得

申告書の書き方

第一表

金 給 与 ④

金 給 与 ⑥

- ④欄 … 計算欄Aの金額を転記します。
- ⑥欄 … 計算欄Cの金額を転記します。

※ 1 給与等の収入金額が年末調整を受けたもののみである場合、『給与所得の源泉徴収票』から次の金額を転記します。

- ④欄 … 「支払金額」
- ⑥欄 … 「給与所得控除後の金額」

※ 2 「区分」の□は、給与所得者の特定支出控除を受ける場合のみ記入します。

HP参照：『給与所得者の特定支出に関する明細書』

第二表

○ 所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）			
所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額 円	源泉徴収税額 円
給与	給料 ○○産業株式会社 □□市○○町×-×	1,920,500	40,000

上記の欄に該当事項を記入します。

計算欄

給与等の収入金額(税込み)	(合計)	円	A
Aの金額	給与所得の金額		
～ 650,999円	0円		
651,000円～ 1,618,999円	A - 650,000円	円	
1,619,000円～ 1,619,999円	969,000円	円	
1,620,000円～ 1,621,999円	970,000円	円	
1,622,000円～ 1,623,999円	972,000円	円	
1,624,000円～ 1,627,999円	974,000円	円	
1,628,000円～ 1,799,999円	A ÷ 4(千円未満の端数切捨て) _____,000円	円	C
	B × 2.4 _____円		
1,800,000円～ 3,599,999円	A ÷ 4(千円未満の端数切捨て) _____,000円	円	
	B × 2.8 - 180,000円 _____円		
3,600,000円～ 6,599,999円	A ÷ 4(千円未満の端数切捨て) _____,000円	円	
	B × 3.2 - 540,000円 _____円		
6,600,000円～ 9,999,999円	A × 0.9 - 1,200,000円 _____円	円	
10,000,000円～	A - 2,200,000円 _____円	円	

※ 1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

※ 給与所得者が各年において特定支出（①通勤費、②転居費（転任に伴うもの）、③研修費、④資格取得費（人の資格を取得するための費用）、⑤帰宅旅費（単身赴任に伴うもの）及び⑥勤務必要経費をいいます。）をした場合において、その年中の特定支出の額の合計額が一定額を超えるときは、特定支出控除の適用を受けることができます。

HP参照：『給与所得者の特定支出控除について』

設 例

給与等の収入金額 ㊦：1,920,500円 → ㊦欄へ

※ 給与等を2か所以上から受けている場合には、給与等の収入金額の合計額を計算欄㊦に記入し、給与所得の金額を計算します。

① ㊦ 1,920,500円 ÷ 4 = 480,125円 → ㊦欄 480,000円(千円未満の端数切捨て)

② ㊦ 480,000円 × 2.8 - 180,000円 = ㊦欄 1,164,000円

給与所得の金額は、1,164,000円です。 → ㊦欄へ

雑所得

第一表 ㊦㊧㊨

所得の概要

他の所得に当てはまらない次の所得

公的年金等	国民年金、厚生年金、恩給、確定給付企業年金、確定拠出企業年金、一定の外国年金 など
その他	原稿料、講演料、印税、放送出演料、貸金の利子、生命保険の年金(個人年金保険)、互助年金 など

※ 以下の所得は課税されません。

- 増加恩給(併給される普通恩給を含む)
- 死亡した方の勤務に基づいて支給される遺族年金
- 条例に定められた心身障害者扶養共済制度により受ける給付金
- 相続等により取得した年金受給権に係る生命保険契約等に基づく年金のうち、相続税や贈与税の課税対象となった部分 など

申告書の書き方

第一表

額 雑	公的年金等 ㊦	2028000
	その他 ㊧	1287840

雑	㊨	1425028
---	---	---------

- ㊦欄 … 計算欄㊦の金額を転記します。
- ㊧欄 … 計算欄㊦の金額を転記します。
- ㊨欄 … 計算欄㊦の金額を転記します。

第二表

○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額 円	源泉徴収税額 円
雑	〇〇年金 〇〇組合 □□市〇〇町×-×	2,028,000	17,916
雑	〇〇積立年金 〇〇保険 □□市〇〇町×-×	1,287,840	28,488

○ 雑所得(公的年金等以外)、総合課税の配当所得・譲渡所得・一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額 円	必要経費等 円	差引金額 円
雑	上記のとおり	1,287,840	1,008,812	279,028

上記の各欄に該当事項を記入します。

設 例

65歳未満の場合

公的年金等の収入金額 ㊦：2,028,000円 → ㊦欄へ

その他の雑所得の収入金額 ㊧：1,287,840円 → ㊧欄へ

その他の雑所得の必要経費 ㊨：1,008,812円

① ㊦ 2,028,000円 × 0.75 - 375,000円 = ㊦欄 1,146,000円

② ㊧ 1,287,840円 - ㊨ 1,008,812円 = ㊦欄 279,028円

③ ㊦ 1,146,000円 + ㊦欄 279,028円 = ㊦欄 1,425,028円

雑所得の金額は、1,425,028円です。 → ㊦欄へ

【年金所得者に係る確定申告不要制度について】

以下のいずれにも該当する場合には、計算の結果、納税額がある場合でも所得税等の確定申告は必要ありません。

① 公的年金等(その全部(※)が源泉徴収の対象となる場合に限り)の収入金額が400万円以下

※ 所得税法第203条の6(注)(源泉徴収等を要しない公的年金等)の規定の適用を受けるものを除きます。

(注) 令和2年1月1日以後は第203条の7となります。

② 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

※ 上記の場合でも、「確定申告をすれば税金が戻る方」(➡4ページ)に該当する場合には、還付を受けるための申告(還付申告)を行うことにより税金が還付されます。

※ 住民税については、36ページを参照してください。

計算欄(「公的年金等の雑所得」と「その他の雑所得」に分けて計算します。)

▶ 公的年金等の雑所得

公的年金等の収入金額 (合計) _____ 円 ㊦

● 昭和30年1月2日以後に生まれた方(65歳未満の方)の計算

㊦の金額	公的年金等の雑所得の金額
～700,000円	0円
700,001円～1,299,999円	㊦ - 700,000円 _____ 円
1,300,000円～4,099,999円	㊦ × 0.75 - 375,000円 _____ 円
4,100,000円～7,699,999円	㊦ × 0.85 - 785,000円 _____ 円
7,700,000円～	㊦ × 0.95 - 1,555,000円 _____ 円

※ 1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

● 昭和30年1月1日以前に生まれた方(65歳以上の方)の計算

㊦の金額	公的年金等の雑所得の金額
～1,200,000円	0円
1,200,001円～3,299,999円	㊦ - 1,200,000円 _____ 円
3,300,000円～4,099,999円	㊦ × 0.75 - 375,000円 _____ 円
4,100,000円～7,699,999円	㊦ × 0.85 - 785,000円 _____ 円
7,700,000円～	㊦ × 0.95 - 1,555,000円 _____ 円

※ 1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

▶ その他の雑所得

その他の雑所得の収入金額 (合計) _____ 円 ㊦

必要経費 _____ 円 ㊨

差引金額 (㊦ - ㊨) _____ 円 ㊧

※ 家内労働者等に該当する方は、事業所得(営業等・農業)(➡8ページ)を参照してください。

▶ 雑所得(公的年金等の雑所得とその他の雑所得を合計します。)

雑所得の金額 (赤字のときは0円) _____ 円 ㊦

所得の概要

ゴルフ会員権や金地金、船舶、機械、特許権、漁業権、書画、骨とう、貴金属などの資産の譲渡から生ずる所得

譲渡した資産を取得してから譲渡するまでの保有期間により、短期と長期に分けられます。

※ 土地や建物、借地権、株式等の譲渡から生ずる所得は申告分離課税(➡30ページ)となります。この場合、申告書B(第一表・第二表)と分離用(第三表)等を使用します。

HP参照:「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」
「株式等の譲渡所得等の申告のしかた(記載例)」




短期	保有期間が5年以内の資産の譲渡
長期	保有期間が5年を超える資産の譲渡






申告書の書き方

第一表

等	総合譲渡	短期	④						
	長期	⑤		6	0	0	0	0	0

総合譲渡・一時	⑥		3	0	0	0	0	0
---------	---	--	---	---	---	---	---	---

-  欄 … 計算欄④の金額を転記します。
-  欄 … 計算欄⑤の金額を転記します。
-  欄 … 次の区分に応じて記入します。
- 一時所得がない場合

計算欄④の金額を転記します。
※ この場合  欄と  欄は収入金額ではなく所得金額となり、また、 欄は  欄の金額と、 欄を2分の1した金額の合計額になります。

- 一時所得がある場合
譲渡所得の計算後、一時所得を計算し、一時所得の計算欄④の金額を転記します。

第二表

○ 雑所得(公的年金等以外)、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額 円	必要経費等 円	差引金額 円
長期譲渡	ゴルフ会員権 〇〇ゴルフクラブ	3,600,000	2,500,000	1,100,000

上記の欄に該当事項を記入します。






設例

長期譲渡所得のみで一時所得がない場合






長期譲渡所得の収入金額(譲渡価額)  : 3,600,000円
取得費等  : 2,500,000円

計算欄①(短期譲渡所得と長期譲渡所得に分けて計算します。)

▶ 短期譲渡所得

収入金額(譲渡価額)	円	
取得費等(※1)	円	
差引金額(※2) (A - B)	円	
特別控除額 (Cの金額と50万円の) いずれか少ない方の金額	円	
短期譲渡所得の金額 (C - D)	円	




▶ 長期譲渡所得


収入金額(譲渡価額)	円	
取得費等(※1)	円	
差引金額(※2) (F - G)	円	
特別控除額 (Hの金額と(50万円 - D)の) いずれか少ない方の金額	円	
長期譲渡所得の金額 (H - I)	円	

- ※1 取得費等とは、譲渡資産の取得費(既に事業所得などの必要経費に算入した金額を除く。)から償却費相当額を差し引いた金額と、その資産の譲渡に際して直接要した費用の額などの合計額をいいます。
- ※2 赤字のとき又は事業所得と不動産所得のいずれかが赤字のときは、税務署にお尋ねください。


計算欄②(一時所得がない場合)

※ 一時所得がある場合には、この欄は使用せず、次の一時所得の計算欄①、計算欄②により計算します。

 × 0.5	円	
「総合譲渡・一時」欄の金額 (E + K)	円	

- ①  3,600,000円 -  2,500,000円 =  1,100,000円
- ②  1,100,000円 > 500,000円 →  500,000円
- ③  1,100,000円 -  500,000円 =  600,000円
長期譲渡所得の金額は、600,000円です。 ➡  欄へ
- ④  600,000円 × 0.5 =  300,000円() ➡  欄へ

一時所得

第一表  ⑧

所得の概要

臨時・偶発的なもので対価性のない次のような所得



- 賞金や懸賞当せん金、競馬や競輪の払戻金
- 生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金


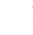

申告書の書き方

第一表

一時所得 

総合譲渡・一時所得 

-  欄 … 計算欄Qの金額を転記します。
-  欄 … 計算欄Uの金額を転記します。

※ この場合  欄は収入金額ではなく所得金額となり、また、 欄は  欄と長期譲渡所得金額の合計の2分の1の金額と、短期譲渡所得金額の合計額になります。


第二表

○ 雑所得(公的年金等以外)、総合課税の配当所得・譲渡所得、一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等	差引金額
一時	生命保険金 ○○生命 □□#○○時×-×	2,500,000	1,900,000	600,000

上記の欄のほか、「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」欄に該当事項を記入します。

計算欄①(一時所得を計算します。)

一時所得の収入金額(税込み)	(合計)	円	M
収入を得るために支出した金額		円	N
差引金額(M-N)	(赤字のときは0円)	円	O
特別控除額 ( の金額と50万円のいずれか少ない方の金額)		円	P
一時所得の金額(O-P)		円	Q

計算欄②(譲渡所得と一時所得を合計します。)



短期譲渡所得金額 (総合課税の譲渡所得:計算欄E)		円	R
長期譲渡所得金額 (総合課税の譲渡所得:計算欄J)		円	S
(Q+S)×0.5		円	T
「総合譲渡・一時」欄の金額 (R+T)		円	U

※ 事業所得、不動産所得、総合課税の譲渡所得のいずれかに赤字があるときは、この欄は使用せず、税務署にお尋ねください。


設例

一時所得のみで譲渡所得がない場合

一時所得の収入金額 M: 2,500,000円
収入を得るために支出した金額 N: 1,900,000円

- ① M 2,500,000円 - N 1,900,000円 = O 600,000円
- ② O 600,000円 > 500,000円 → P 500,000円
- ③ O 600,000円 - P 500,000円 = Q 100,000円
一時所得の金額は、100,000円です。 →  欄へ
- ④ Q 100,000円 × 0.5 = T 50,000円(U) →  欄へ

所得金額の合計

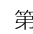
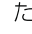

第一表  ⑨

 欄 … ①欄から⑧欄を合計し、記入します。

※ 所得金額の合計を行う場合で、事業所得(営業等・農業)や不動産所得、山林所得、総合課税の譲渡所得の金額に赤字があるときは、その赤字をその他各種所得の金額の黒字から控除します。これを損益通算といいます。

損益通算をする場合には、次の点にご注意ください。

- ① 総合課税の譲渡所得や一時所得がない場合で、第一表の①欄、②欄、③欄のいずれかの所得金額に赤字があるときには、そのまま各種所得の金額を合計して計算します。
- ② ①以外のときは計算が複雑になりますので、税務署にお尋ねください。
なお、赤字の所得が数多くある場合には、『損益の通算の計算書』を使用して計算することもできます。
- ③ ゴルフ会員権等の譲渡損失については、原則として、損益通算ができません。

※ 第一表  欄「本年分で差し引く繰越損失額」(→26ページ)に記載がある場合、①欄から⑧欄の合計金額から、 欄の金額を差し引いた金額を  欄に記入します。

手順3 ▶ 所得から差し引かれる金額(所得控除)を計算する

令和元年分の申告書Bについては、平成30年分以前の申告書Bと所得控除の順番が異なっていますので、記入に当たってはご注意ください(この手引きは、令和元年分の申告書Bの順番に合わせて記載しています。)

社会保険料控除	→ 13ページ	障害者控除	→ 16ページ	セルフメディケーション税制	→ 20ページ
小規模企業共済等掛金控除	→ 13ページ	配偶者(特別)控除	→ 16ページ	寄附金控除	→ 20ページ
生命保険料控除	→ 14ページ	扶養控除	→ 17ページ		
地震保険料控除	→ 15ページ	基礎控除	→ 18ページ		
寡婦・寡夫控除	→ 16ページ	雑損控除	→ 18ページ		
勤労学生控除	→ 16ページ	医療費控除	→ 19ページ		

年末調整を受けた給与を有する方は、次のとおり一部の欄の記入を省略できます。

ただし、平成30年分以前の所得税に係る確定申告書を提出する場合は、従前どおり記入が必要です。

区 分	第一表⑩～⑳欄	第一表㉑欄	第二表の各所得控除の該当欄
第一表の⑩欄から㉑欄のすべての金額が、年末調整を受けた金額と同じ場合	記入を省略できます	源泉徴収票の「所得控除の額の合計額」を転記します	記入を省略できます
第一表の⑩欄から㉑欄のいずれかの金額が、年末調整を受けた金額と異なる場合	年末調整を受けた金額と異なる所得控除	この手引きに従って記入します	この手引きに従って記入します
	上記以外の所得控除	源泉徴収票に記載されている控除額を転記します	記入を省略できます

社会保険料控除

第一表 ⑩ 第二表 ⑩

控除の概要

あなたや生計を一にする(→34ページ)配偶者その他の親族が負担することになっている次の社会保険料で、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした保険料がある場合の控除

健康保険料、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料、介護保険料、労働保険料、国民年金保険料、国民年金基金の掛金、厚生年金保険料 など

申告書の書き方

第一表

⑩欄 … 支払保険料の合計額を記入します。

※ 源泉徴収票の「社会保険料等の金額」欄に内書きで小規模企業共済等掛金の額が記載されている場合は、内書きの金額を除いた金額が支払保険料の金額です。内書きの金額は、小規模企業共済等掛金控除の支払掛金の額です。

第二表

〔⑩社会保険料控除〕欄

… 社会保険の種類、支払保険料の金額及び合計額を記入します。

※ 源泉徴収票の「社会保険料等の金額」欄に記載された金額を記入する場合は、社会保険の種類欄に「源泉徴収票のとおり」と記入します。

⚠ 生計を一にする配偶者その他の親族が受け取る年金から引落し(特別徴収)されている国民健康保険料(税)や後期高齢者医療保険料、介護保険料は、あなたの控除の対象にはなりません。
 なお、国民健康保険料(税)や後期高齢者医療保険料で、あなたが口座振替によりその保険料を支払った場合には、あなたの控除の対象となります。

小規模企業共済等掛金控除

第一表 ⑪ 第二表 ⑪

控除の概要

あなたが次の掛金を支払った場合の控除

- 小規模企業共済法に規定された共済契約(旧第二種共済契約を除く。)に基づく掛金
- 確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金(iDeCoの掛金など)
- 条例の規定により地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度に係る契約で一定の要件を備えたものの掛金

申告書の書き方

第一表

⑪欄 … 支払掛金の合計額を記入します。

第二表

〔⑪小規模企業共済等掛金控除〕欄

… 掛金の種類、支払掛金の金額及び合計額を記入します。

※ 給与所得者が、既に年末調整でこの控除を受けた金額を記入する場合は、掛金の種類欄に「源泉徴収票のとおり」と記入します。年末調整でこの控除の適用を受けている場合には、源泉徴収票の「社会保険料等の金額」欄に内書きで記載されます。

生命保険料控除

第一表 ⑫ 第二表 ⑫

控除の概要

新(旧)生命保険や介護医療保険、新(旧)個人年金保険で、あなたが支払った保険料(いわゆる契約者配当金を除く。)がある場合の控除

新(旧)生命保険料、介護医療保険料、新(旧)個人年金保険料の区分は、生命保険会社等が発行する証明書に表示されています。

申告書の書き方

第一表

得	生命保険料控除	⑫				4	0	0	0	0
---	---------	---	--	--	--	---	---	---	---	---

⑫欄 … 計算欄Nの金額を転記します。

第二表

⑫ 生 命 保 険 料 控 除	新生命保険料の計	204,000	円	旧生命保険料の計		円
	新個人年金保険料の計			旧個人年金保険料の計		
	介護医療保険料の計					

⑫生命保険料控除

… それぞれの区分に応じ、計算欄A、B、C、D、Eの金額をそれぞれ転記します。

※ 給与所得者が、既に年末調整でこの控除を受けた金額を記入する場合は、「源泉徴収票のとおり」と記入します。

計算欄

● 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づく保険料

	旧生命保険料(一般)		旧個人年金保険料	
支払った保険料	(合計)	A	(合計)	B
A/Bの金額	控除額		控除額	
~25,000円	Aの金額	C	Bの金額	D
25,001円~50,000円	A × 0.5 + 12,500円		B × 0.5 + 12,500円	
50,001円~	A × 0.25 + 25,000円 (最高5万円)		B × 0.25 + 25,000円 (最高5万円)	

● 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に基づく保険料

	新生命保険料(一般)		新個人年金保険料		介護医療保険料	
支払った保険料	(合計)	E	(合計)	F	(合計)	G
E/F/Gの金額	控除額		控除額		控除額	
~20,000円	Eの金額	H	Fの金額	I	Gの金額	J
20,001円~40,000円	E × 0.5 + 10,000円		F × 0.5 + 10,000円		G × 0.5 + 10,000円	
40,001円~	E × 0.25 + 20,000円 (最高4万円)		F × 0.25 + 20,000円 (最高4万円)		G × 0.25 + 20,000円 (最高4万円)	
合計	C + H (最高4万円) (Cのみについて適用を受ける場合は、最高5万円) ※1	K	D + I (最高4万円) (Dのみについて適用を受ける場合は、最高5万円) ※1	L	J (最高4万円)	M

▶ 生命保険料控除額

生命保険料控除額 (K + L + M)	(最高12万円)	N
-------------------------	----------	---

※1 新生命保険料及び旧生命保険料の両方を支払っている場合で、旧生命保険料のみについて計算した控除額が、新旧両方の生命保険料について計算した控除額よりも有利になっている場合には、旧生命保険料のみについて生命保険料控除の適用を受けることにより、5万円を限度に生命保険料控除を受けることができます。新個人年金保険料と旧個人年金保険料の場合も同様です。新生命保険料及び旧生命保険料(又は新個人年金保険料及び旧個人年金保険料)の両方を支払っている場合の控除額は、それぞれの保険料の金額の別に、以下のとおりとなります。

- ・旧生命保険料(旧個人年金保険料)が6万円を超える場合：旧生命保険料(旧個人年金保険料)について上記の計算欄で計算した金額(最高5万円)
 - ・旧生命保険料(旧個人年金保険料)が6万円以下の場合：新生命保険料(新個人年金保険料)について上記の計算欄で計算した金額と、旧生命保険料(旧個人年金保険料)について上記の計算欄で計算した金額の合計額(最高4万円)
- なお、この場合であっても、K + L + Mの金額の合計額は12万円が限度となります。

※2 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げて差し支えありません。

設 例 ①

支払った新生命保険料 ㉔：204,000円

- ① ㉔ 204,000円 × 0.25 + 20,000円 = 71,000円
 ② 71,000円 > 40,000円 → ㉕ 40,000円 (㉔、㉖)
 生命保険料控除額は、40,000円になります。→ ⑫欄へ

設 例 ②

支払った旧生命保険料 ㉗：24,000円
 支払った旧個人年金保険料 ㉘：102,000円
 支払った新生命保険料 ㉔：37,000円
 支払った新個人年金保険料 ㉕：なし
 支払った介護医療保険料 ㉙：82,000円

第一表

得	生命保険料控除	⑫	000000	120000	0000
---	---------	---	--------	--------	------

第二表

⑫	新生命保険料の計	37,000	円	旧生命保険料の計	24,000	円
⑬	新個人年金保険料の計			旧個人年金保険料の計	102,000	円
⑭	介護医療保険料の計	82,000	円			

- ① ㉗ 24,000円 < 25,000円 → ㉚ 24,000円
 ② ㉘ 102,000円 × 0.25 + 25,000円 = 50,500円 > 50,000円 → ㉛ 50,000円
 ③ ㉔ 37,000円 × 0.5 + 10,000円 = ㉜ 28,500円
 ④ ㉙ 82,000円 × 0.25 + 20,000円 = 40,500円 > 40,000円 → ㉝ 40,000円 (㉞)
 ⑤ ㉚ 24,000円 + ㉜ 28,500円 = 52,500円 > 40,000円 → ㉟ 40,000円
 ⑥ ㉛ 50,000円、㉕ なし → ㉞ 50,000円
 ⑦ ㉟ 40,000円 + ㉞ 50,000円 + ㉞ 40,000円 = 130,000円 > 120,000円 → ㊱ 120,000円

生命保険料控除額は、120,000円になります。→ ⑫欄へ

地震保険料控除

第一表 ⑬ 第二表 ⑬

控除の概要

損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料（いわゆる契約者配当金を除く。）がある場合の控除

※平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等（保険期間や共済期間が10年以上であって、満期返戻金を支払う旨の特約があり、かつ、平成19年1月1日以後契約の変更をしていないものなど）について、あなたが支払った保険料（旧長期損害保険料）がある場合を含みます。

保険契約の区分は、損害保険会社等が発行する証明書に表示されています。

申告書の書き方

第一表

か	地震保険料控除	⑬	000000	250000	0000
---	---------	---	--------	--------	------

⑬欄 … 計算欄㉑の金額を転記します。

第二表

⑬	地震保険料の計	25,000	円	旧長期損害保険料の計		円
---	---------	--------	---	------------	--	---

- 計算欄㉑に計算欄㉒の金額を記入したとき
「地震保険料の計」欄
 … 計算欄㉑の金額を転記します。
「旧長期損害保険料の計」欄
 … 計算欄㉒の金額を転記します。
 - 計算欄㉑に計算欄㉓の金額を記入したとき
「地震保険料の計」欄
 … 計算欄㉑の金額を転記します。
「旧長期損害保険料の計」欄
 … 計算欄㉓の金額を転記します。
- ※ 給与所得者が、既に年末調整でこの控除を受けた金額を記入する場合は、「源泉徴収票のとおり」と記入します。

設 例

支払った地震保険料 ㉑：25,000円

- ㉑ 25,000円 (㉒) < 50,000円 → ㉔ (㉕) 25,000円 (㉒)
 地震保険料控除額は、25,000円になります。→ ⑬欄へ

計算欄（保険契約の別に記入します。）

保険契約の別に証明された支払保険料		保険料の金額	
保 険 契 約 の 区 分	地震保険料のみの場合	(合計)	円 A
	地震保険料と 旧長期損害 保険料の両方 がある場合	地震保険料	円 B
		旧長期 損害保険料	円 C
	旧長期損害保険料のみの場合	(合計)	円 D
	[A]+[B]		円 E
[C]+[D]		円 F	

▶ 地震保険料控除額

㉑の金額	～ 10,000円	㉑の金額	円 G
	10,001円～	㉑ × 0.5 + 5,000円(最高15,000円)	円
[E]+[G]		(最高5万円)	円 H
㉒の金額	～ 10,000円	㉒の金額	円 I
	10,001円～	㉒ × 0.5 + 5,000円(最高15,000円)	円
[A]+[I]		(最高5万円)	円 J
地震保険料控除額 (㉔と㉕のいずれか多い方の金額)			円 K

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げて差し支えありません。

寡婦・寡夫控除

第一表 ⑭ 第二表 ⑭～⑮

控除の概要

あなたが寡婦か寡夫である場合の控除

申告書の書き方

第一表

5 寡婦、寡夫控除 ⑭

⑭欄 … 控除額を記入します。

第二表

⑭ 寡婦(寡夫)控除 勤労学生控除
 死別 生死不明 離婚 未婚 未帰還 (学校名)

⑭～⑮本人該当事項欄

… 該当する箇所をチェック(✓)します。

控除される金額

区分(要件等)	控除額
寡婦 ① 夫と死別・離婚した後再婚していない方や夫が生死不明などで、扶養親族や令和元年分の総所得金額等(⇒34ページ)が38万円以下の生計を一にする子(※)のある方	27万円
② ①に該当する方で、扶養親族である子があり、かつ、令和元年分の合計所得金額(⇒34ページ)が500万円以下の方	35万円
③ 夫と死別した後再婚していない方や夫が生死不明などで、令和元年分の合計所得金額が500万円以下の方	27万円
寡夫 妻と死別・離婚した後再婚していない方や妻が生死不明などで、令和元年分の合計所得金額が500万円以下であり、かつ、総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子(※)のある方	27万円

※ 生計を一にする(⇒34ページ)子のうち、他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族とされている方は除きます。

勤労学生控除

第一表 ⑮～⑯ 第二表 ⑭～⑮

控除の概要

あなたが勤労学生である場合の控除

※ 令和元年分の合計所得金額(⇒34ページ)が65万円より多い方や勤労によらない所得が10万円より多い方は、この控除を受けることはできません。

控除される金額

27万円

申告書の書き方

第一表

⑮～⑯欄 … 控除額を記入します。

※ 障害者控除額もある方は、合計額を記入します。

第二表

⑭～⑮本人該当事項欄

… 「 勤労学生控除」をチェック(✓)し、学校名を記入します。

障害者控除

第一表 ⑮～⑯ 第二表 ⑯

控除の概要

あなたや同一生計配偶者(⇒34ページ)、扶養親族(⇒34ページ)が、障害者(⇒34ページ)や特別障害者(⇒34ページ)である場合の控除

⚠ 障害者控除は、配偶者控除(⇒16ページ)の適用がない同一生計配偶者(⇒34ページ)や、扶養控除(⇒17ページ)の適用がない16歳未満の扶養親族についても適用されます。
 障害者控除の対象となる同一生計配偶者や扶養親族が国外居住親族(⇒34ページ)である場合には、『親族関係書類』及び『送金関係書類』(⇒38ページ)の提示又は添付が必要となります。

控除される金額

区分	控除額	
	あなたが障害者の場合	同一生計配偶者又は扶養親族が障害者の場合(1人につき)
障害者	27万円	
特別障害者	40万円	
同居特別障害者(⇒34ページ)		75万円

申告書の書き方

第一表

差 勤労学生、障害者控除 ⑮～⑯

⑮～⑯欄 … 控除額を記入します。

※ 勤労学生控除額もある方は、合計額を記入します。

第二表

⑯ 氏名

⑯障害者控除欄

… 障害者の氏名を記入します。
 特別障害者が同居特別障害者である場合にはその方の氏名を○で囲みます。

配偶者(特別)控除

第一表 ⑰～⑱ 第二表 ⑰～⑱

控除の概要

あなたに生計を一にする(⇒34ページ)配偶者がいる場合に、あなたと配偶者のそれぞれの令和元年分の合計所得金額に応じて受けられる控除

控除される金額

	あなた(居住者)の合計所得金額			控除の種類
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
38万円以下	38万円	26万円	13万円	配偶者控除
老人控除対象配偶者(➡34ページ) ※昭和25年1月1日以前に生まれた方(70歳以上の方)	48万円	32万円	16万円	
38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円	配偶者特別控除
85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円	
90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	
95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	
100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	
105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	
110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	
115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	
123万円超	0円	0円	0円	

※ パート収入(給与所得)のみの場合の計算(➡9ページ) ※ 公的年金(雑所得)のみの場合の計算(➡10ページ)

- ⚠**
- あなたの令和元年分の合計所得金額(➡34ページ)が1,000万円を超えている場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除を受けられません。
 - 夫婦がお互いに配偶者特別控除を適用することはできません。
 - 配偶者が青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けている場合や、白色申告者の事業専従者となっている場合は、控除を受けられません。

申告書の書き方

●「配偶者控除」の場合

第一表

し 配偶者(特別)控除 区分 ⑰ ⑱ 3 8 0 0 0 0

⑰～⑱欄 … 控除額を記入します。

※ 配偶者控除の場合、「区分」の□は、記入しません。

第二表

配偶者の氏名 生年月日 配偶者控除
 ⑰ ⑱ 国税 春子 明・大 47.6.1 配偶者特別控除
 ⑲ ⑳ 個人番号 XXXXX-XXXX-XXXX-XXXX-XXXX 国外居住

配偶者が国外居住親族(➡34ページ)である場合に○を記入します。この場合、「親族関係書類」及び「送金関係書類」(➡38ページ)の提示又は添付が必要となります。

⑰～⑱ 配偶者(特別)控除欄

… 配偶者の氏名・生年月日・マイナンバー(個人番号)を記入し、「配偶者控除」の□をチェック(✓)します。

●「配偶者特別控除」の場合

第一表

し 配偶者(特別)控除 区分 ⑰ ⑱ 1 1 4 0 0 0 0

● ⑰～⑱欄 … 「区分」の□に「1」と記入し、控除額を記入します。

配偶者の合計所得金額 ④⑨ 1 1 4 0 0 0 0

● ④⑨欄 … 配偶者の合計所得金額を記入します。

第二表

配偶者の氏名 生年月日 配偶者控除
 ⑰ ⑱ 国税 春子 明・大 47.6.1 配偶者特別控除
 ⑲ ⑳ 個人番号 XXXXX-XXXX-XXXX-XXXX-XXXX 国外居住

配偶者が国外居住親族(➡34ページ)である場合に○を記入します。この場合、「親族関係書類」及び「送金関係書類」(➡38ページ)の提示又は添付が必要となります。

⑰～⑱ 配偶者(特別)控除欄

… 配偶者の氏名・生年月日・マイナンバー(個人番号)を記入し、「配偶者特別控除」の□をチェック(✓)します。

※ 控除対象配偶者(➡34ページ)を除く同一生計配偶者(➡34ページ)がいる場合には、「住民税・事業税に関する事項」欄に、該当事項を記入します(27ページ)。

扶養控除

第一表 ⑲ 第二表 ⑲

控除の概要

あなたに控除対象扶養親族(➡34ページ)がいる場合の控除

- ⚠**
- 扶養親族(➡34ページ)のうち、平成16年1月2日以後に生まれた方(16歳未満の扶養親族)については、扶養控除の適用はありません。
 - 他の納税者の同一生計配偶者(➡34ページ)又は扶養親族とされている方については、扶養控除の適用はありません。

控除される金額

区分	控除額
一般の控除対象扶養親族	38万円
特定扶養親族(➡34ページ)	63万円
老人扶養親族 昭和25年1月1日以前に 生まれた方(70歳以上の方) (➡34ページ)	同居老親等 58万円 同居老親等以外 48万円

申告書の書き方

第一表

引 扶 養 控 除 ⑱

⑱欄 … 控除額の合計額を記入します。

第二表

控除対象扶養親族の氏名	続柄	生 年 月 日	控 除 額
⑱ 扶 養 控 除 国税 ハナ 母	男・大 親	21. 3. 3	58 万円
個人番号	××××××××××××××	国外居住	
国税 梅子 子	明・大 親	12. 9. 1	63 万円
個人番号	××××××××××××××	国外居住	
明・大 親			万円
個人番号			国外居住
⑱ 扶養控除額の合計			121 万円

控除対象扶養親族が
国外居住親族(→34
ページ)である場合
に○を記入します。
この場合、「親族関
係書類」及び「送金
関係書類」(→38ペ
ージ)の提示又は添
付が必要となります。

- 「⑱扶養控除」欄 … 控除対象扶養親族の氏名・続柄・生年月日・控除額・マイナンバー(個人番号)を記入します。
- 「⑱扶養控除額の合計」欄 … 控除額の合計額を記入します。
- ※ 16歳未満の扶養親族がいる場合には、「住民税・事業税に関する事項」欄に、該当事項を記入します(→27ページ)。

基礎控除

第一表 ⑳

控除の概要

全ての方に適用される控除

控除される金額

38万円(この控除額は必ず記入してください。)

⑩から⑳までの計

第一表 ㉑

㉑欄 … ⑩欄から㉑欄までを合計し、記入します。

雑損控除

第一表 ㉒ 第二表 ㉓

次のいずれかに該当する場合の控除

- あなたや、令和元年分の総所得金額等(→34ページ)が38万円以下の配偶者その他の親族で生計を一にする(→34ページ)方が、災害や盗難、横領によって住宅や家財などに損害を受けた場合
- あなたが災害等に関連してやむを得ない支出(災害関連支出(※1))をした場合

生活に通常必要でない資産(書画、骨とう、貴金属、別荘など)の災害による損失は雑損控除の対象となりませんが、令和元年分や令和2年分の総合課税の譲渡所得(→11ページ)から差し引くことができます。

令和元年分の所得金額の合計額(※2)が1,000万円以下の方が、災害により住宅や家財の価額の2分の1以上に損害を受けた場合は、雑損控除と災害減免法による税金の減免(→24ページ)との、いずれか有利な方(※3)を選ぶことができます。

- ※1 災害関連支出とは、災害等に関連して住宅家財等の取壊し又は除去などのためにした支出をいいます。災害関連支出のうち、災害により生じた土砂を除去するための支出などの原状回復支出については、災害のやんだ日から1年以内(大規模な災害の場合等には3年以内)に支出したものが対象となります。
- ※2 総所得金額等から、申告分離課税の所得に係る特別控除額を差し引いた後の所得金額をいいます。
- ※3 いずれの適用を受けることが有利であるかは、あなたの所得金額や損害金額などにより異なります。

申告書の書き方

第一表

雑 損 控 除 ㉒

㉒欄 … 計算欄㉑の金額を転記します。

第二表

雑 損 控 除	損 害 の 原 因	損 害 年 月 日	損 害 を 受 け た 資 産 の 種 類 な ど
⑳	火災	1. 5. 9	住宅・家財
損 害 金 額	5,800,000 円	保 険 金 な ど で 補 填 さ れ る 額	4,800,000 円
		差 引 損 失 額 の うち 災 害 関 連 支 出 の 金 額	280,000 円

上記の欄に該当事項を記入します。

計算欄

損害金額 (災害関連支出の金額を含む)	(合計)	円	A
保険金などで補てんされる金額		円	B
差引損失額 (A - B)	(赤字のときは0円)	円	C
第一表⑨欄 + 退職所得金額(※1) + 山林所得金額(※2)		円	D
D × 0.1	(赤字のときは0円)	円	E
C - E	(赤字のときは0円)	円	F

- ※1 退職所得金額は、確定申告が不要な場合でも控除額の計算に当たって加算する必要があります。
- ※2 ほかに申告分離課税(→30ページ)の所得がある場合には、それらの所得金額(特別控除前の金額)の合計額を加算します。

① Cのうち 災害関連支出の金額		円	G
G - 50,000円	(赤字のときは0円)	円	H
雑損控除額 (FとHのいずれか) 多い方の金額		円	I

設 例

損害金額 A : 5,800,000円
 保険金などで補てんされる金額 B : 4,800,000円
 第一表⑨欄 D : 8,070,400円
 災害関連支出の金額 G : 280,000円

- ① A 5,800,000円 - B 4,800,000円 = C 1,000,000円
 - ② D 8,070,400円 × 0.1 = E 807,040円
 - ③ C 1,000,000円 - E 807,040円 = F 192,960円
 - ④ G 280,000円 - 50,000円 = H 230,000円
 - ⑤ F 192,960円 < H 230,000円 → I 230,000円
- 雑損控除額は、230,000円になります。→㉒欄へ

控除の概要

あなたや生計を一にする（⇒34ページ）配偶者その他の親族のために令和元年（平成31年）中に支払った医療費が、一定の金額以上ある場合の控除

HP参照：『医療費控除を受けられる方へ』

※ 通常の医療費控除とセルフメディケーション税制による医療費控除の特例は**選択適用**です。いずれか一方を選択し、該当する明細書で計算を行います。

申告書の書き方

第一表

金	医療費控除	区	23	1	1	1	4	0	0
---	-------	---	----	---	---	---	---	---	---

23欄 … 『医療費控除の明細書』（⇒40ページ）で計算した金額を転記します。

『医療費控除の明細書』は、確定申告書と一緒に提出してください（※4）。

※『区分』の□は、記入しません。

第二表

医療費控除	支払医療費等	341,400	円	保険金などで補填される金額	130,000	円
-------	--------	---------	---	---------------	---------	---

上記の欄に該当事項を記入します。

(参考)計算欄 ※『医療費控除の明細書』（⇒40ページ）で計算します。

支払った医療費	(合計)	円	A
保険金などで補てんされる金額(※1)		円	B
差引金額 (A - B)	(赤字のときは0円)	円	C
第一表⑨欄+退職所得金額(※2)+山林所得金額(※3)		円	D
D × 0.05	(赤字のときは0円)	円	E
Eと10万円のいずれか少ない方の金額		円	F
医療費控除額 C - F	(最高200万円、赤字のときは0円)	円	G

※1 保険金などで補てんされる金額が確定申告書を提出する時までに確定していない場合には、その保険金などの見込額を記載します。後日、保険金などを受け取った際に、その額が見込額と異なるときは、申告内容を訂正してください（「申告に誤りがあった場合など」（⇒32ページ）を参照してください）。

※2 退職所得金額は、確定申告が不要な場合でも控除額の計算に当たって加算する必要があります。

※3 ほかに申告分離課税（⇒30ページ）の所得がある場合には、それらの所得金額（特別控除前の金額）の合計額を加算します。

※4 経過措置により平成29年分から令和元年分までの確定申告については、明細書を添付せずに医療費等の領収書の添付又は提示によることもできます。

● 医療費控除の対象となる医療費

病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額が対象となります。

医療費控除の対象	控除の対象に含まれるもの(例示)	控除の対象に含まれないもの(例示)
<ul style="list-style-type: none"> 医師、歯科医師による診療や治療の対価 治療のためのあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師などによる施術の対価 助産師による分べんの介助の対価 医師等による一定の特定保健指導の対価 介護福祉士等による喀痰吸引等の対価 	<ul style="list-style-type: none"> 医師等による診療等を受けるために直接必要なもので、次のような費用 <ul style="list-style-type: none"> 通院費 医師等の送迎費 入院の対価として支払う部屋代や食事代 医療器具の購入や賃借のための費用 義手、義足、松葉づえ、義歯や補聴器等の購入の費用 身体障害者福祉法などの規定により、都道府県や市町村に納付する費用のうち、医師等の診療費用などに当たるもの 6か月以上寝たきりの人のおむつ代で、その人の治療をしている医師が発行した証明書（「おむつ使用証明書」）のあるもの 介護保険制度の下で提供される一定の施設・居宅サービス等の対価 	<ul style="list-style-type: none"> 容姿を美化し、容ぼうを変えるなどの目的で行った整形手術の費用 健康診断の費用 タクシー代（電車やバスなどの公共交通機関が利用できない場合を除きます。） 自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金 治療を受けるために直接必要としない、近視や遠視のための眼鏡、補聴器等の購入費用
<ul style="list-style-type: none"> 保健師や看護師、准看護師による療養上の世話の対価 	<ul style="list-style-type: none"> 左記以外で、療養上の世話を受けるために特に依頼した人に支払う療養上の世話の対価 	<ul style="list-style-type: none"> 親族に支払う療養上の世話の対価
<ul style="list-style-type: none"> 治療や療養に必要な医薬品の購入の対価 	<ul style="list-style-type: none"> かぜの治療のために使用した一般的な医薬品の購入費用 医師等の処方や指示により、医師等による診療等を受けるため直接必要なものとして購入する医薬品の購入費用 	<ul style="list-style-type: none"> 疾病の予防又は健康増進のために供されるものの購入費用（疾病を予防するための予防接種やサプリメント等の費用を含みます。）
<ul style="list-style-type: none"> 病院、診療所又は助産所などへ収容されるための人的役務の提供の対価 	<ul style="list-style-type: none"> 病状からみて急を要する場合に病院に収容されるための費用 	<ul style="list-style-type: none"> 親族などから人的役務の提供を受けたことに対し支払う謝礼

※1 人間ドックなどの健康診断や特定健康診査の費用は控除の対象となりませんが、健康診断の結果、重大な疾病が発見された場合で、引き続き治療を受けるとき、又は特定健康診査を行った医師の指示に基づき一定の特定保健指導を受けたときには、健康診断や特定健康診査の費用も医療費控除の対象となります。

※2 おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で、介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

※3 医療費は、令和元年（平成31年）中に実際に支払ったものに限り控除の対象となります。未払となっている医療費は、実際に支払った年の医療費控除の対象となります。

※4 医療費控除の対象となる介護保険制度の下で提供される一定の施設・居宅サービス等の対価については、国税庁ホームページをご覧ください。なお、障害者自立支援法制度の下で提供される居宅介護、重度訪問介護等の一定の障害福祉サービスの対価なども医療費控除の対象となります。

セルフメディケーション税制による医療費控除の特例 選択適用

第一表 ㉓ 第二表 ㉓

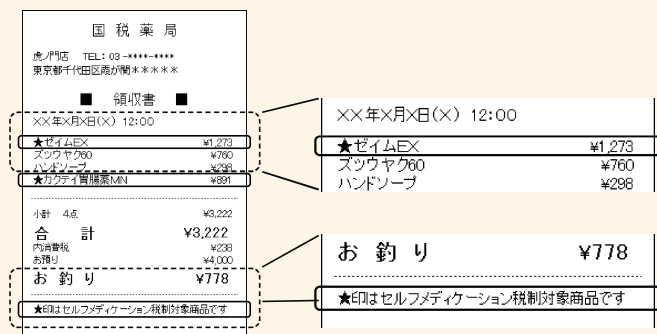
控除の概要

あなたが健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行い、あなたや生計を一にする(➡34ページ)配偶者その他の親族のために令和元年(平成31年)中に支払った特定の医薬品の購入費が12,000円を超える場合の控除

- ※1 健康の保持増進及び疾病の予防への取組に要した費用(人間ドックの受診費用など)は、控除の対象になりません。
- ※2 通常の医療費控除とセルフメディケーション税制による医療費控除の特例は**選択適用**です。いずれか一方を選択し、該当する明細書で計算を行います。

セルフメディケーション税制の対象商品は領収書に記載されています。

領収書の表示例



申告書の書き方

第一表

金	医療費控除	区分	1	㉓						7	3	6	0	0
---	-------	----	---	---	--	--	--	--	--	---	---	---	---	---

㉓欄…「区分」の□に「1」と記入し、『セルフメディケーション税制の明細書』(HPに掲載しています。)で計算した金額を転記します。

第二表

㉓ 医療費控除	支払医療費等	85,600	円	保険金などで補填される金額		円
---------	--------	--------	---	---------------	--	---

上記の欄に該当事項を記入します。

(参考)計算欄 ※「セルフメディケーション税制の明細書」で計算します。

支払った金額 (合計)		円	A
保険金などで補てんされる金額(※)		円	B
差引金額 (赤字のときは0円)	(A - B)	円	C
医療費控除額 (最高8万8千円、赤字のときは0円)	(C - 12,000円)	円	D

※ 保険金などで補てんされる金額が確定申告書を提出する時までに確定していない場合には、その保険金などの見込額を記載します。後日、保険金などを受け取った際に、その額が見込額と異なるときは、申告内容を訂正してください(「申告に誤りがあった場合など」(➡32ページ)を参照してください。)

寄附金控除

第一表 ㉔ 第二表 ㉔

控除の概要

あなたが次の寄附金(学校の入学に関するものを除く。)を支出した場合の控除

- 国に対する寄附金 ● 都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税等)
- 独立行政法人及び一定の業務を主たる目的とする地方独立行政法人に対する寄附金
- 日本赤十字社に対する寄附金 ● 公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金
- 社会福祉法人に対する寄附金
- 一定の特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
- 特定の政治献金
- 認定NPO法人等に対して、その法人に係る認定又は特例認定の有効期間内に支出した寄附金
- 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額 など

HP参照:『寄附金控除(ふるさと納税など)を受けられる方へ』

⚠ 確定申告を行う場合には、ふるさと納税ワンストップ特例(➡35ページ)の適用に関する申請書を提出している方であっても、ふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含める必要があります。

- ※1 認定NPO法人等とは、所轄庁(都道府県知事又は指定都市の長)の認定を受けた認定NPO法人(特例認定NPO法人を含む)をいいます。認定NPO法人等の一覧は、内閣府ホームページ(<https://www.npo-homepage.go.jp>)をご覧ください。
- ※2 特定の政治献金のうち政党や政治資金団体に対するものや、認定NPO法人等や一定の公益社団法人等に対するものを支出した場合には、それぞれ政党等寄附金特別控除(➡23ページ)や認定NPO法人等寄附金特別控除(➡23ページ)、公益社団法人等寄附金特別控除(➡23ページ)と寄附金控除のいずれか有利な方を選ぶことができます。

HP参照:「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」、「認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書」、「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」

申告書の書き方

第一表

額	寄附金控除	㉔								2	6	3	0	0	0
---	-------	---	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---	---	---	---

㉔欄…計算欄Bの金額を転記します。

第二表

㉔ 寄附金控除	寄附先の所在地・名称	〇〇市 日本赤十字社ほか	寄附金	265,000	円
---------	------------	-----------------	-----	---------	---

○ 住民税・事業税に関する事項

寄附金控除額	120,000
寄附先区分(特例控除対象)	10,000
寄附先区分	60,000
寄附先区分	5,000

●「㉔寄附金控除」欄

…寄附先の所在地・名称を記入し、計算欄Bの金額を転記します。

●「住民税・事業税に関する事項」欄(➡27ページ)

…該当事項を記入します。

計算欄

寄附金(※1)	(合計)	円	A
第一表⑨欄+退職所得金額(※2) +山林所得金額(※3)		円	B
㊦×0.4	(赤字のときは0円)	円	C
㊦と㊧のいずれか 少ない方の金額		円	D
寄附金控除額 (㊦-2,000円)	(赤字のときは0円)	円	E

- ※1 政党等寄附金特別控除や認定NPO法人等寄附金特別控除、公益社団法人等寄附金特別控除を受ける金額は記入しません。
- ※2 退職所得金額は、確定申告が不要な場合でも控除額の計算に当たって加算する必要があります。
- ※3 ほかに申告分離課税(➡30ページ)の所得がある場合には、それらの所得金額(特別控除前の金額)の合計額を加算します。

設例

以下の①から⑥に対して寄附金を支払った場合

- ①●●県(ふるさと納税) ……………80,000円
- ②□□市(ふるさと納税) ……………40,000円
- ③住所地の日本赤十字支部 ……………90,000円

- ④住所地の都道府県共同募金会(社会福祉法人) ……………20,000円
- ⑤社会福祉法人▲▲(住所地の都道府県が条例で指定) ……………55,000円
- ⑥認定NPO法人△△(住所地の都道府県・市区町村ともに条例で指定) ……………5,000円

※④は公益社団法人等寄附金特別控除(➡23ページ)の対象となる社会福祉法人で、⑤はその対象とならない社会福祉法人です。④に対する寄附金については公益社団法人等寄附金特別控除の適用を、⑥に対する寄附金については認定NPO法人等寄附金特別控除(➡23ページ)の適用を選択するものとします。

寄附金控除の対象とする寄附金の合計額㊦:

265,000円(①+②+③+⑤)

第一表⑨欄 ㊦: 8,070,400円

- ① ㊦ 8,070,400円×0.4 = ㊧ 3,228,160円
- ② ㊦ 265,000円 < ㊧ 3,228,160円 → ㊨ 265,000円
- ③ ㊨ 265,000円 - 2,000円 = ㊩ 263,000円

寄附金控除額は、263,000円になります。➡24欄へ

⚠ 個人住民税の寄附金税額控除について

個人住民税の寄附金税額控除を受ける場合は、「住民税・事業税に関する事項」欄の「寄附金税額控除」欄に記入が必要です。区分ごとに控除額が異なりますので、手引き(➡28ページ)をよくご確認の上で記入ください。

合計(所得から差し引かれる金額の合計)

第一表 25

25欄 … ②欄から24欄までを合計し、記入します。

手順4 ▶ 税金の計算をする

課税される所得金額・課税される所得金額に対する税額

第一表 26 27

申告書の書き方

第一表

課税される所得金額 (⑨-⑫)又は第三表 上の⑤に対する税額 又は第三表の⑥	26	3	1	2	0	0	0	0
	27	2	1	4	5	0	0	0

- 26欄 … 計算欄㊦の金額を転記します。
- 27欄 … 計算欄㊩の金額を転記します。

- ※ 平均課税を選択した方は、「変動所得・臨時所得の平均課税の計算書」で計算した金額を、27欄に転記します。
- ※ 申告分離課税の所得がある方は、26欄を記入する必要はありません。また、27欄は第三表の⑥欄の税額を転記します。
- ※ 第四表(損失申告用)を使用する方は、「確定申告の手引き(損失申告用)」をご参照ください。

設例

所得金額の合計 ㊦: 8,070,400円

所得から差し引かれる金額の合計 ㊨:

4,950,312円

- ① ㊦ 8,070,400円 - ㊨ 4,950,312円 = 3,120,088円
→ ㊧ 3,120,000円(千円未満の端数切捨て)
- ② ㊧ 3,120,000円 × 0.1 - 97,500円
= ㊩ 214,500円

課税される所得金額は、3,120,000円です。➡26欄へ
課税される所得金額に対する税額は、214,500円です。
➡27欄へ

計算欄① (課税される所得金額の計算)

所得金額の合計	(第一表⑨欄の金額)	円	A
所得から差し引かれる 金額の合計	(第一表25欄の金額)	円	B
差引金額(※) (A-B)	(千円未満の端数切捨て)	,000円	C

※ 1,000円未満の場合(赤字の場合を含む)は、0円となります。

計算欄② (課税される所得金額に対する税額の計算)

㊦の金額	課税される所得金額に対する税額
0円	0円
1,000円～1,949,000円	㊦×0.05
1,950,000円～3,299,000円	㊦×0.1 - 97,500円
3,300,000円～6,949,000円	㊦×0.2 - 427,500円
6,950,000円～8,999,000円	㊦×0.23 - 636,000円
9,000,000円～17,999,000円	㊦×0.33 - 1,536,000円
18,000,000円～39,999,000円	㊦×0.4 - 2,796,000円
40,000,000円～	㊦×0.45 - 4,796,000円

政党等寄附金等特別控除

第一表 ③1～③3

控除の概要

● 政党等寄附金特別控除

あなたが行った特定の政治献金のうち、政党や政治資金団体に対するものがある場合の控除

HP参照：『政党等寄附金特別控除を受けられる方へ』

● 認定NPO法人等寄附金特別控除

あなたが認定NPO法人等に寄附金を支出した場合で一定の要件を満たすときの控除

HP参照：『認定NPO法人等寄附金特別控除を受けられる方へ』

● 公益社団法人等寄附金特別控除

あなたが公益社団法人や公益財団法人、学校法人等、社会福祉法人、更生保護法人に寄附金を支出した場合や、国立大学法人や公立大学法人などに一定の寄附金を支出した場合で一定の要件を満たすときの控除

HP参照：『公益社団法人等寄附金特別控除を受けられる方へ』

※ 各寄附金について、寄附金控除(➡20ページ)を受ける場合には、併せてこれらの各控除を受けることはできません。なお、いずれの控除を受けることが有利であるかは、あなたの所得金額や寄附金の額などにより異なります。

申告書の書き方

第一表

『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』、『認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書』又は『公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書』を参照してください。

住宅耐震改修特別控除

第一表 ③5

控除の概要

家屋の耐震改修をした場合で一定の要件を満たすときの控除

HP参照：『住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別税額控除を受けられる方へ』

申告書の書き方

第一表

③5～③7欄 … 「住宅耐震改修特別控除」の文字を○で囲み、「区分」の□に「1」と記入し、『住宅耐震改修特別控除額・住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書』で計算した金額を転記します。

※ この控除のほか、住宅特定改修特別税額控除や認定住宅新築等特別税額控除がある方は、「区分」の□に「4」と記入し、合計額を記入します。

住宅特定改修特別税額控除

第一表 ③6

控除の概要

家屋のバリアフリー改修工事や省エネ改修工事、多世帯同居改修工事等、耐久性向上改修工事等をした場合で一定の要件を満たすときの控除

HP参照：『住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別税額控除を受けられる方へ』

申告書の書き方

第一表

③5～③7欄 … 「住宅特定改修」の文字を○で囲み、「区分」の□に「2」と記入し、『住宅耐震改修特別控除額・住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書』で計算した金額を転記します。

※ この控除のほか、住宅耐震改修特別控除や認定住宅新築等特別税額控除がある方は、「区分」の□に「4」と記入し、合計額を記入します。

認定住宅新築等特別税額控除

第一表 ③7

控除の概要

認定住宅の新築や新築の認定住宅の購入をした場合で一定の要件を満たすときの控除

HP参照：『認定住宅新築等特別税額控除を受けられる方へ』

申告書の書き方

第一表

③5～③7欄 … 「認定住宅」の文字を○で囲み、「区分」の□に「3」と記入し、『認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書』で計算した金額を転記します。

※ この控除のほか、住宅耐震改修特別控除や住宅特定改修特別税額控除がある方は、「区分」の□に「4」と記入し、合計額を記入します。

差引所得税額

第一表 ③8

③8欄 … ②7欄の金額から、②8欄、②9欄、③0欄、③1欄、③2欄、③3欄、③5欄、③6欄、③7欄の金額を差し引いた金額(赤字の場合は「0」)を記入します。

災害減免額

第一表 39

減免の概要

令和元年分の所得金額の合計額(※)が1,000万円以下の方が、災害により住宅や家財について損害を受けた場合に、その損害額(保険金、損害賠償金などで補てんされる部分の金額を除く。)が、住宅や家財の価額の2分の1以上であるときに受けられる税金の減免

※ 総所得金額等(⇒34ページ)から、申告分離課税(⇒30ページ)の所得に係る特別控除額を差し引いた後の所得金額で判定します。

- 損害について雑損控除(⇒18ページ)を受けた場合には、併せてこの減免を受けることはできません。
- なお、いずれの適用を受けることが有利であるかは、あなたの所得金額や損害金額などにより異なります。

軽減される額

所得金額の合計額	所得税の軽減額
500万円以下	全額免除
500万円超750万円以下	2分の1の軽減
750万円超1,000万円以下	4分の1の軽減

申告書の書き方

第一表
39欄 … 所得税の軽減額を記入します。

再差引所得税額(基準所得税額)

第一表 40

40欄 … 38欄の金額から39欄の金額を差し引いた金額を記入します。

復興特別所得税額

第一表 41

概要

基準所得税額に2.1%の税率を乗じて計算した金額

※ 平成25年から令和19年分まで、所得税と併せて申告・納付することとされています。

設例

基準所得税額 A: 196,500円

A 196,500円 × 0.021 = B 4,126円

復興特別所得税額は、4,126円になります。

⇒ 41欄へ

申告書の書き方

第一表

再差引所得税額 (基準所得税額) (38-39)	40	196500
復興特別所得税額 (40×2.1%)	41	4126

41欄 … 計算欄Bの金額を転記します。

計算欄

基準所得税額	(第一表40欄の金額)	円	A
復興特別所得税額 (A × 0.021)		円	B

※ 1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

所得税及び復興特別所得税の額

第一表 42

42欄 … 40欄の金額と41欄の金額の合計額を記入します。

⚠ 「復興特別所得税額」欄の記入漏れにご注意ください!!

外国税額控除

第一表 43

控除の概要

令和元年(平成31年)中に納付した外国所得税がある場合などの控除

HP参照:『外国税額控除を受けられる方へ』

申告書の書き方

第一表

43欄 … 『外国税額控除に関する明細書』で計算した金額を転記します。

源泉徴収税額

第一表 44

概要

給与や年金などの支払者において、あらかじめ差し引かれた所得税等の額

※ 源泉分離課税(⇒30ページ)の所得や確定申告をしないことを選択した配当所得等(⇒30ページ)などに係る所得税等の源泉徴収税額は、控除できません。

申告書の書き方

第一表

44欄 … 所得税等の源泉徴収税額の合計額を記入します。

第二表

「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」欄

… 該当事項を記入します。

※ 『所得の内訳書』を添付する方は、所得の種類ごとに所得税等の源泉徴収税額の合計額を記入します。

※ 退職所得や申告分離課税の上場株式等の配当所得等、株式等の譲渡所得等を併せて申告する場合は、それらの所得に係る所得税等の源泉徴収税額も記入します。

申告納税額

第一表 ④5

④5欄 … ④2欄の金額から、④3欄、④4欄の金額を差し引き、次により記入します。

- 差し引いた金額が黒字の場合…100円未満の端数を切り捨てた金額(黒字の金額が100円未満の場合は「0」)
- 差し引いた金額が赤字の場合…金額の頭に「△」又は「-」を付けてそのままの金額

予定納税額(第1期分・第2期分)

第一表 ④6

税務署から通知された予定納税額(第1期分と第2期分の合計額)を記入します。

申告書の書き方

第一表

予定納税額
(第1期分・第2期分)

④6 101200

④6欄 … 予定納税額(第1期分と第2期分の合計額)を記入します。予定納税額は、実際に納めたかどうかにかかわらず、通知書に記載された金額を記入します。

- ※1 予定納税額がある方には、6月(一部の方には10月)に、税務署から『令和元年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書』が送付されています。
- ※2 税務署から「確定申告のお知らせ」又はあなたの氏名や納税地の所在地が印字されている申告書用紙が送付されている方は、そちらにも予定納税額が表示されています。
- ※3 e-Taxをご利用の方は、メッセージボックスに格納される申告に関するお知らせから確認することもできます。



予定納税額の記入漏れにご注意ください!!

第1期分と第2期分の合計額(表示例の場合は101,200円)を申告書に記入します。

×「予定納税基準額」(表示例の場合は151,800円)ではありませんので、ご注意ください。

< 予定納税通知書の表示例 >

令和元年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書(一般用)

について

令和元年分の予定納税基準額及び予定納税額(第1期分・第2期分)を右のとおり通知します。

は、前年分の確定申告書に記載された申告納下の①⑦の金額)が15万円以上であった方が、上、令和元年分の税額の一部を予め納付しないという制度です。予定納税額は、来年の際に計算した税額から差し引くことにより精

とは、平成31年1月1日から令和元年12月31日まで係る年分をいいます。

※ 予定納税の減額承認申請をし、税務署から「更正決定等通知書」を受け取った方は、減額承認後の予定納税額を記入してください。

予定納税額	第1期分	50,600 円
	第2期分	50,600 円

確定申告の際に、第1期分と第2期分の合計額を確定申告書(B用)の④6欄に記載します。

振替納税利用 金融機関名	
予定納税基準額	151,800 円

第3期分の税額

第一表 ④7④8

④5欄の金額から④6欄の金額を差し引き、次により記入します。

- 差し引いた金額が黒字の場合…100円未満の端数を切り捨てた金額(黒字の金額が100円未満の場合は「0」)を④7欄に記入
納税の方法は、2ページを参照してください。
- 差し引いた金額が赤字の場合…そのままの金額を④8欄に記入
還付される税金の受取場所は、26ページを参照してください。
- ※ 「第3期分の税額」とは、「申告納税額」から所得税等の予定納税額(第1期分・第2期分)を差し引いた額で、確定申告により納付する又は還付されるものをいいます。

手順6 ▶住民税、▶事業税に関する事項を記入する

所得税等の確定申告書を提出した方は、その確定申告書等が地方公共団体へデータで送信されますので、改めて住民税や事業税の申告書を提出する必要はありません。ただし、次の事項については、所得税等と住民税や事業税とは取扱いが異なるため、「**住民税・事業税に関する事項**」欄に該当事項を記入します。

住民税や事業税の税額は、所得税等の申告書に記載された所得の金額その他の事項を基に、都道府県や市区町村が税額を計算してそれぞれ納税者に通知することになっています。

なお、所得税等の確定申告書の提出義務のない方は、原則として市区町村へ住民税の申告書を、都道府県へ事業税の申告書を提出する必要があります。

詳しくは、お住まいの都道府県や市区町村にお尋ねください。

別居の控除対象配偶者・控除対象扶養親族・事業専従者の氏名・住所

控除対象配偶者・控除対象扶養親族・事業専従者のうち、別居している方の氏名と住所を記入します。

※ 年末調整を受けた給与がある方が、第二表の「**⑰～⑱配偶者(特別)控除**」欄や「**⑲扶養控除**」欄の記入を省略するときは、その別居している方のマイナンバー(個人番号)も記入します。

所得税で控除対象配偶者などとした専従者

所得税で一定の理由に基づき専従者給与届出書を提出しないで配偶者控除や扶養控除の対象とした方を、住民税や事業税では青色事業専従者とすることができます(青色事業専従者の要件は、所得税の場合と同様)。これに該当する専従者がある場合には、その方の氏名と給与の額を記入します。

▶住民税

同一生計配偶者 ※ 控除対象配偶者(▶34ページ)である場合は、記入不要です。

あなたに同一生計配偶者(▶34ページ)がいる場合で、あなたの合計所得金額が1,000万円を超えるときは、その配偶者の氏名・マイナンバー(個人番号)・生年月日・別居の場合の住所を記入します。

※ 上記の同一生計配偶者が国内に住所を有しない場合であって、あなたが住民税について非課税限度額制度適用者であるときには、その同一生計配偶者に係る「**親族関係書類**」及び「**送金関係書類**」(▶38ページ)を令和2年3月16日(月)までに住所所在地の市区町村へ提出しなければなりません。ただし、住民税の申告書を提出する際に添付等したこれらの書類については、別途提出する必要はありません。

申告書の書き方

第二表

○ 住民税・事業税に関する事項

氏名	個人番号	続柄	生年月日	別居の場合の住所	給与・公的所得以外の所得
国税 春子	XXXXXXXXXXXX		昭47.6.1		

16歳未満の扶養親族

16歳未満の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名・マイナンバー(個人番号)・続柄・生年月日・別居の場合の住所を記入します。

申告書の書き方

第二表

○ 住民税・事業税に関する事項

氏名	個人番号	続柄	生年月日	別居の場合の住所	給与・公的所得以外の所得
国税 二郎	XXXXXXXXXXXX	子	令9.10.20		

※ 16歳未満の扶養親族が国内に住所を有しない場合であって、あなたが住民税について非課税限度額制度適用者であるときには、その親族に係る「**親族関係書類**」及び「**送金関係書類**」(▶38ページ)を令和2年3月16日(月)までに住所所在地の市区町村へ提出しなければなりません。

ただし、住民税の申告書、給与所得者の扶養親族申告書又は公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出する際に添付等したこれらの書類については、別途提出する必要はありません。

配当に関する住民税の特例

概要

住民税は、所得税等において確定申告不要制度(▶30ページ)を選択した非上場株式の少額配当等についても、他の所得と総合して課税されますので、記入が必要です。

申告書の書き方

第二表

「**配当に関する住民税の特例**」欄

… 計算欄④に該当する金額がある方は、計算欄⑤の金額を転記します。

計算欄

配当所得の金額	(第一表⑤欄の金額)	円	A
確定申告不要制度を選択した非上場株式の少額配当等		円	B
配当に関する住民税の特例 (A + B)		円	C

※ 特別徴収された住民税額(配当割額)は、配当割額控除欄に記入してください。

非居住者の特例

令和元年(平成31年)中に非居住者期間があった方は、その期間中に生じた国内源泉所得について住民税が課税されません。その国内源泉所得のうち所得税等で源泉分離課税の対象となった金額を記入します。

配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額

令和元年(平成31年)中に道府県住民税配当割額(5%の税率)が特別徴収されたいわゆる特定配当等の額及び道府県住民税株式等譲渡所得割額(5%の税率)が特別徴収されたいわゆる特定株式等譲渡所得金額について、①所得税等の確定申告をしないで源泉徴収で済ませた場合には、住民税についても特別徴収で済ませることとなり、②所得税等の確定申告をして所得税等の源泉徴収税額の控除や還付を受ける場合には、住民税についても特別徴収税額の控除や還付を受けることとなります。所得税等の確定申告をした場合は、道府県住民税配当割額及び株式等譲渡所得割額を記入します。(記入がない場合、この控除を受けることができない場合がありますのでご注意ください。)

なお、特定配当等に係る所得及び特定株式等の譲渡所得金額に係る所得について、住民税において所得税等と異なる課税方式を選択する場合は、お住まいの市区町村から住民税の納税通知書が送達される前に住民税の申告書の提出が必要です。

- ※ ①の場合、配偶者控除、扶養控除などの判定上の合計所得金額には、特定配当等の額及び特定株式等譲渡所得金額は含めません。
- ※ ②の場合、市区町村が税額を計算した結果、特別徴収税額の還付を受ける場合は、その旨と還付を受けるための手続を市区町村が納税者に通知することになっています。

寄附金税額控除

④都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税等)や、⑥あなたの令和2年1月1日現在における住所地の共同募金会と日本赤十字社支部に対する寄附金、⑤あなたの令和2年1月1日現在における住所地の都道府県が条例で指定した寄附金、⑥あなたの令和2年1月1日現在における住所地の市区町村が条例で指定した寄附金について、それぞれの合計寄附金額を記入します。

- 災害義援金として日本赤十字社や中央共同募金会等の募金団体に寄附したものと、最終的に被災地方団体や義援金配分委員会等に拠出されるものは、地方団体に対する寄附金として取り扱われますので、「都道府県、市区町村分(特例控除対象)」欄に記入してください。例えば、災害義援金として日本赤十字社に寄附した金額を、「都道府県、市区町村分(特例控除対象)」欄に記入せず、誤って「住所地の共同募金会、日赤支部・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)」欄に記入した場合には、寄附金税額控除の金額が正しく計算されませんので、ご注意ください。
- ④・⑤について、都道府県・市区町村の両方が指定した寄附金がある場合は、両方の欄に記入してください。また、どの団体が条例で指定されているかについては、お住まいの都道府県・市区町村にお問合せください。
- 認定NPO法人等以外のNPO法人等に対する寄附金のうち、住所地の都道府県・市区町村が条例で指定したものは所得税の寄附金控除の対象にはなりません。個人住民税の寄附金税額控除が受けられます。この場合、別途、市区町村への申告が必要です。

記載例

以下の①から⑥に対して寄附金を支払った場合

- ① ●●県(ふるさと納税) 80,000円
- ② □□市(ふるさと納税) 40,000円
- ③ 住所地の日本赤十字社支部 90,000円
- ④ 住所地の都道府県共同募金会(社会福祉法人) 20,000円
- ⑤ 社会福祉法人▲▲(住所地の都道府県が条例で指定) 55,000円
- ⑥ 認定NPO法人△△(住所地の都道府県・市区町村ともに条例で指定) 5,000円
- A 「都道府県、市区町村分(特例控除対象)」欄 → ①と②が対象 ①+②= 120,000円 A
- B 「住所地の共同募金会、日赤支部・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)」欄 → ③と④が対象 ③+④= 110,000円 B
- C 「条例指定分」の「都道府県」欄 → ⑤と⑥が対象 ⑤+⑥= 60,000円 C
- D 「条例指定分」の「市区町村」欄 → ⑥が対象 5,000円 D

※ 令和元年6月1日以降のふるさと納税に係る総務大臣の指定がない地方公共団体への寄附(特例控除対象以外)については、AではなくBに記入します。

※ ⑥の寄附金の額が「都道府県」及び「市区町村」の両方の欄に含まれることから、①から⑥の合計額とAからDの合計額は同じになりません。

第二表

○ 住民税・事業税に関する事項

日	別居の場合の住所	給与・公的年金等に係る所得以外(令和2年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の徴収方法の選択	給与から差し引き 自分で納付
		都道府県、市区町村分(特例控除対象)	120,000円 A
		住所地の共同募金会、日本赤十字社支部、都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)	110,000円 B
		都道府県	60,000円 C
		市区町村	5,000円 D
円	円	円	円

添付書類台紙などに貼ってください

給与・公的年金等に係る所得以外の所得に係る住民税の徴収方法の選択

給与・公的年金等に係る所得以外(令和2年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に対する住民税については、徴収方法を選択することができます。給与から差し引くことを希望する場合には、「給与から差し引き」の□に○を記入し、また、給与から差し引かないで別に窓口等に自分で納付することを希望する場合には、「自分で納付」の□に○を記入します。

※ 給与所得及び令和2年4月1日において65歳以上の方の公的年金等に係る所得に対する住民税については、それぞれ給与又は公的年金等から差し引きされます。

※ 公的年金等に係る所得に対する住民税については、「市区町村からのお知らせ」(→36ページ)を参照してください。

▶ 事業税

非課税所得など

事業税には、課税されるものと非課税のものがあります。また、事業の種類により税率等が異なります。

次の①及び②に該当する場合は、該当する番号とその所得金額を記入します。なお、事業税では、所得税の青色申告特別控除は認められませんので、青色申告特別控除前の金額を記入してください。

① 複数の事業を兼業している方で、そのうち次に示す事業より生ずる所得がある場合

1. 畜産業から生ずる所得(農業に付随して行うものを除く。)
2. 水産業から生ずる所得(小規模な水産動植物の採捕の事業を除く。)
3. 薪炭製造業から生ずる所得
4. あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業から生ずる所得
ただし、両眼の視力を喪失した人又は両眼の視力(矯正視力)が0.06以下の人が行う場合は事業税が課されませんので「10」を記入してください。
5. 装蹄師業から生ずる所得

② 次に示す非課税所得がある場合

6. 林業から生ずる所得
7. 鉱物掘採(事)業から生ずる所得
8. 社会保険診療報酬等に係る所得
9. 外国での事業に係る所得(外国に有する事務所等で生じた所得)
10. 地方税法第72条の2に定める事業に該当しないものから生ずる所得

◆ 地方税法第72条の2に定められている事業

- | | | |
|---------|------------|-----------|
| ・物品販売業 | ・仲立業 | ・獣医業 |
| ・保険業 | ・問屋業 | ・装蹄師業 |
| ・金銭貸付業 | ・両替業 | ・弁護士業 |
| ・物品貸付業 | ・公衆浴場業 | ・司法書士業 |
| ・不動産貸付業 | ・演劇興行業 | ・行政書士業 |
| ・製造業 | ・遊技場業 | ・公証人業 |
| ・電気供給業 | ・遊覧所業 | ・弁理士業 |
| ・土石採取業 | ・商品取引業 | ・税理士業 |
| ・電気通信事業 | ・不動産売買業 | ・公認会計士業 |
| ・運送業 | ・広告業 | ・計理士業 |
| ・運送取扱業 | ・興信所業 | ・社会保険労務士業 |
| ・船舶定係場業 | ・案内業 | ・コンサルタント業 |
| ・倉庫業 | ・冠婚葬祭業 | ・設計監督者業 |
| ・駐車場業 | ・畜産業 | ・不動産鑑定業 |
| ・請負業 | ・水産業 | ・デザイン業 |
| ・印刷業 | ・薪炭製造業 | ・諸芸師匠業 |
| ・出版業 | ・医業 | ・理容業 |
| ・写真業 | ・歯科医業 | ・美容業 |
| ・席貸業 | ・薬剤師業 | ・クリーニング業 |
| ・旅館業 | ・あん摩、マッ | ・歯科衛生士業 |
| ・料理店業 | ・サージ又は指 | ・歯科技工士業 |
| ・飲食店業 | ・圧、はり、きゅう、 | ・測量士業 |
| ・周旋業 | ・柔道整復その他 | ・土地家屋調査士業 |
| ・代理業 | ・の医業に類する | ・海事代理士業 |
| | ・事業 | ・印刷製版業 |

損益通算の特例適用前の不動産所得

土地等を取得するために要した負債の利子(➡8ページ)の額があるときは、その負債の利子の額を必要経費に算入して算定した金額(所得税における損益通算(➡12ページ)の特例適用前の不動産所得の金額)を記入します。

不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額

不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額を記入します。

事業用資産の譲渡損失など

次の①又は②に該当する損失の金額を記入します。

① 事業税が課税される事業に使っていた機械装置や車両運搬具などの事業用資産(土地、構築物、建物、無形固定資産を除く)を、その事業に使わなくなってから1年以内に譲渡した場合の譲渡損失

② 事業税が課税される事業の所得が赤字で、そのうち災害により生じた棚卸資産や事業用資産等の損失


※ 事業税では、上記の損失がある場合には、損失の生じた年(①については損失が生じた年において青色申告書を提出することが認められている場合に限る)以後連続して申告をする場合に限り、その損失等の金額を翌年以後3年間に繰り越して控除できます。

前年中の開(廃)業

令和元年(平成31年)の途中で開業又は廃業した場合は、記入欄の「開始・廃止」の該当する文字を○で囲み、その月日を記入します。

他都道府県の事務所等

事業税は事務所又は事業所が所在する都道府県により課税されます。複数の都道府県に事務所又は事業所がある場合は、所得金額をその事務所又は事業所の従業者数に応じて、分けて課税されます。

他の都道府県に事務所又は事業所がある場合は、「他都道府県の事務所等」欄のに○を記入します。

事業税についてお分かりにならない点がございましたら、各県税事務所等にお尋ねください。

なお、各県税事務所等からも事業税の課税に関して必要な事項(複数の都道府県の事務所又は事業所がある場合の所在地・各月の末日現在の従業者数など)をお尋ねすることもあります。

(参考)申告や納税について知っておきたいこと

1 所得の種類と課税方法

所得は、その発生形態などに応じて10種類に分類されます。また、それに応じて次の課税方法となります。

種類	概要	課税方法
事業所得 (営業等・農業)	商・工業や漁業、農業、自由職業などの自営業から生ずる所得	総合
	事業規模で行う、株式等を譲渡したことによる所得や先物取引に係る所得	申告分離
不動産所得	土地や建物、船舶や航空機などの貸付けから生ずる所得	総合
利子所得	国外で支払われる預金等の利子などの所得	総合
	特定公社債の利子などの所得 確定申告不要制度があります(➡30ページ)。	申告分離
	預貯金の利子などの所得	源泉分離
配当所得	法人から受ける剰余金の配当、公募株式等証券投資信託の収益の分配などの所得 ※ 申告分離課税を選択したものを除く。	総合
	上場株式等に係る配当等、公募株式等証券投資信託の収益の分配などで申告分離課税を選択したものの所得	申告分離
	特定目的信託(私募のものに限ります。)の社債的受益権の収益の分配などの所得	源泉分離
給与所得	俸給や給料、賃金、賞与、歳費などの所得	
雑所得	公的年金等 国民年金、厚生年金、確定給付企業年金、確定拠出企業年金、恩給、一定の外国年金などの所得	総合
	その他 原稿料や講演料、生命保険の年金など他の所得に当てはまらない所得 業(事業規模を除く。)として行う、株式等を譲渡したことによる所得や先物取引に係る所得	申告分離
譲渡所得	ゴルフ会員権や金地金、機械などを譲渡したことによる所得	総合
	土地や建物、借地権、株式等を譲渡したことによる所得 ※ 株式等の譲渡については事業所得、雑所得となるものを除く。	申告分離
一時所得	生命保険の一時金、賞金や懸賞当せん金などの所得	総合
	保険・共済期間が5年以下の一定の一時払養老保険や一時払損害保険の所得など	源泉分離
山林所得	所有期間が5年を超える山林(立木)を伐採して譲渡したことなどによる所得	
退職所得	退職金、一時恩給、確定給付企業年金法及び確定拠出年金法による一時払の老齢給付金などの所得	申告分離

◆用語の解説

総合：総合課税

確定申告により、他の所得と合算して税金を計算する制度です。

申告分離：申告分離課税

確定申告により、他の所得と分離して税金を計算する制度です。

源泉分離：源泉分離課税

他の所得とは関係なく、所得を受け取るときに一定の税額が源泉徴収され、それで全ての納税が完結する制度です(確定申告することはできません)。

左の表の「概要」欄に掲げる所得のほか、金投資(貯蓄)口座の所得なども源泉分離課税の対象とされています。

2 利子所得と配当所得の課税方法

1. 総合課税と申告分離課税の選択

①上場株式等の配当等に係る「利子所得」

申告する場合は、申告分離課税の対象となり、総合課税を選択することはできません。

②上場株式等の配当等(大口株主等が支払を受けるものを除く。)に係る「配当所得」

申告する場合は、総合課税に代えて、申告分離課税を選択することができます。ただし、申告分離課税を選択すると、配当控除を受けられません。

※1 申告分離課税の場合、所得税の税率は15%(住民税5%)となります。また、所得税と併せて復興特別所得税(➡24ページ)がかかります。

※2 申告する場合は、申告する②の配当所得の全てについて、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択する必要があります(①の利子所得を申告分離課税とし、②の配当所得を総合課税とすることはできません)。

⚠ 確定申告において、申告分離課税を選択せず、①の利子所得・②の配当所得について確定申告不要制度を選択した場合、又は②の配当所得について総合課税を選択した場合、その後修正申告や更正の請求において、これらの利子所得・配当所得について申告分離課税を選択する変更はできません。申告分離課税を選択した場合も同様です。

2. 確定申告不要制度

次の①～⑦に係る利子等・配当等は、確定申告をしないで源泉徴収だけで済ませる確定申告不要制度を選択できます。ただし、この制度を選択すると、配当控除や所得税等の源泉徴収税額の控除を受けられません。

①少額配当等

②金融商品取引所に上場されている株式等の利子等・配当等(大口株主等が支払を受けるものを除く。)

③公募証券投資信託の収益の分配

④特定投資法人の投資口の配当等

⑤特定受益証券発行信託(公募のものに限ります。)の収益の分配

⑥特定目的信託(公募のものに限ります。)の社債的受益権の剰余金の配当

⑦特定公社債の利子

※1 1回に支払を受けるべき利子等又は配当等の額ごとに選択できます(源泉徴収口座を除く。)

※2 この制度を選択せず、これらの利子等・配当等について確定申告をした場合、その後修正申告や、更正の請求においてこれらの利子等・配当等を申告しないこととする変更はできません。この制度を選択した場合も同様です。

●源泉徴収制度

①上場株式等の配当等に係る **利子所得・配当所得**

支払金額に対して所得税等(15.315%)、住民税(5%)が源泉徴収等されています。

②上場株式等以外の配当等や上場株式等の配当等(大口株主等が支払を受けるもの)に係る **配当所得**

支払金額に対して所得税等(20.42%)のみが源泉徴収されています。

●源泉徴収口座(源泉徴収を行う特定口座)

源泉徴収口座に受け入れた上場株式等の配当等は同一口座内の上場株式等の譲渡所得等と損益通算ができ、その口座ごとに確定申告不要制度を選択できます。

また、源泉徴収口座内の「譲渡所得」と同一口座内の「利子所得・配当所得」のいずれかのみを申告することもできますが、源泉徴収口座内の譲渡損失を申告する場合には、同一口座内の「利子所得・配当所得」の金額を併せて申告する必要があります。

HP参照:「株式等の譲渡所得等の申告のしかた(記載例)」

●用語の解説

◆上場株式等の配当等

特定公社債の利子、公募公社債投資信託の収益の分配、上場株式の配当、公募株式投資信託の収益の分配などをいいます。

◆特定公社債

国債、地方債、外国国債、公募公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債(同族会社が発行した社債を除く。)などをいいます。

◆大口株主等

上場会社等の発行済株式等の3%以上を保有する方をいいます。

◆少額配当等

1銘柄について1回に支払を受けるべき金額が、次により計算した金額以下であるものをいいます。

$$10万円 \times \text{配当計算期間の月数(最高12か月)} \div 12$$

※「配当計算期間」とは、その配当等の直前の支払に係る基準日の翌日から、その配当等の支払に係る基準日までの期間をいいます。

3. 配当控除の対象とならないもの

配当控除の対象は、日本国内に本店のある法人から受ける剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配、証券投資信託の収益の分配などで、確定申告において総合課税の適用を受けた配当所得に限られます。したがって、外国法人から受ける配当等は、配当控除の対象となりません。

また、次の配当などは配当控除の対象になりません。

- (1) 確定申告不要制度を選択したもの
- (2) 申告分離課税制度を選択したもの
- (3) 基金利息
- (4) 私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等
- (5) 国外私募公社債等運用投資信託等の配当等
- (6) 外国株価指数連動型特定株式投資信託の収益の分配に係る配当等
- (7) 特定外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当等
- (8) 適格機関投資家私募による投資信託から支払を受けるべき配当等
- (9) 特定目的信託から支払を受けるべき配当等
- (10) 特定目的会社から支払を受けるべき配当等
- (11) 投資法人から支払を受けるべき配当等

3 退職所得の計算方法

◎ 退職所得を申告する場合(⇒4ページ)は、次の式で計算します。

●一般退職手当等(特定役員退職手当等以外の退職金)のみの場合

(一般退職手当等の収入金額－退職所得控除額^{*1})×0.5

●特定役員退職手当等(役員等としての勤続年数が5年以下である方が支払を受ける退職金のうち、その役員等としての勤続年数に対応する退職金として支払を受ける退職金)のみの場合

特定役員退職手当等の収入金額－退職所得控除額^{*1}

●一般退職手当等と特定役員退職手当等の両方がある場合(㉗+㉘)

㉗ {一般退職手当等の収入金額－(退職所得控除額^{*1}－特定役員退職所得控除額^{*2})} × 0.5

㉘ 特定役員退職手当等の収入金額－特定役員退職所得控除額^{*2}

なお、次の(1)又は(2)に当てはまるときは、上記によらず次によります。

(1) ㉗ < ㉘ のとき

(特定役員退職手当等の収入金額＋一般退職手当等の収入金額)－退職所得控除額^{*1}

(2) ㉘ < ㉗ のとき

{一般退職手当等の収入金額－(退職所得控除額^{*1}－特定役員退職手当等の収入金額)} × 0.5

※1 退職所得控除額は、次のとおりです。

● 勤続年数が20年までの場合…40万円×勤続年数(80万円より少ないときは80万円)

● 勤続年数が20年を超える場合…70万円×勤続年数－600万円

障害者となったことにより退職した場合は、上記で計算した金額に100万円を加算します。

なお、前年以前に他の退職金を受けとったことがある場合など一定の場合には、控除額の計算が異なることがあります。

※2 特定役員退職所得控除額は、次のとおりです。

● 特定役員退職手当等に係る勤続期間と一般退職手当等に係る勤続期間の重複がない場合…40万円×特定役員等勤続年数

● 特定役員退職手当等に係る勤続期間と一般退職手当等に係る勤続期間の重複がある場合…40万円×(特定役員等勤続年数－重複勤続年数)＋20万円×重複勤続年数

◎ 退職所得の収入金額と退職所得控除額については、申告書第三表「○ 退職所得に関する事項」欄に記載し、特定役員退職手当等がある場合には、その収入金額と退職所得控除額を上段に括弧書きで内書きしてください。

4 災害により被害を受けた場合

災害により被害を受けた場合には、次のような申告・納税等に係る手続等がありますので、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。最寄りの税務署へご相談ください。

- 災害等の理由により申告・納付などをその期限までにできないときは、所轄税務署に申請しその承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限を延長することができます。
- 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合は、確定申告を行うことで所得税法の雑損控除(→18ページ)又は災害減免法(→24ページ)の適用を受けることができます。

5 納税が遅れた場合など

納税が納期限(令和2年3月16日(月))に遅れた場合、あるいは振替納税をご利用の方が残高不足等により振替ができなかった場合は、納期限の翌日から納付日までの延滞税がかかります。このような場合は、金融機関(日本銀行歳入代理店)又は住所地等の所轄税務署の納税窓口で、本税と併せて延滞税を納付してください。

- ※ 令和2年3月16日までに申告し、遅れて納付した場合の延滞税の割合は、令和2年3月17日から同年5月16日までの間は年「7.3%」と「特例基準割合+1%」のいずれか低い割合、令和2年5月17日以降は年「14.6%」と「特例基準割合+7.3%」のいずれか低い割合となります。
 なお、特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

6 申告に誤りがあった場合など

- 申告をした税額等に誤りがあった場合は、次によります。
 法定申告期限内の場合は、再度、確定申告書を正しく作成し、期限までに提出してください。
 法定申告期限を過ぎた場合は、次の方法で申告内容を訂正してください。

	訂正方法
申告をした税額等が実際より少なかったとき	『修正申告書』を提出して正しい額に訂正する(※1)。
申告をした税額等が実際より多かったとき	『更正の請求書』を提出して正しい額への訂正を求める(※2)。

※1 誤っている申告額を自発的に訂正しない場合には、税務署長が正しい額に更正します。

※2 更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から5年以内です。

- 法定申告期限内に申告することを忘れていた場合には、できるだけ早く申告してください。
 なお、申告の必要があるにもかかわらず、確定申告をされなかった場合には、税務署長が所得金額や税額を決定します。
- 税務署長が更正や決定を行う場合や提出期限に遅れて申告した場合などには、新たに加算税が賦課される場合があるほか、法定申告期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。

7 売上高が1,000万円を超える場合(消費税について)

1. 令和元年分の課税売上高が1,000万円を超える個人事業者の方

令和元年分の課税売上高が1,000万円を超える個人事業者の方は、**令和3年分の消費税の課税事業者に該当します**。新たに課税事業者となる場合には、『消費税課税事業者届出書(基準期間用)』を速やかに住所地等の所轄税務署に提出してください。

消費税の納付税額は、原則として、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除して計算します。ただし、令和元年分の課税売上高が5,000万円以下の場合には、「簡易課税制度」を選択することにより、実際の課税仕入れ等に係る消費税額を計算せずに、課税売上げに係る消費税額に、一定の「みなし仕入率」を乗じた金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして、納付税額を計算できます。

令和3年分から簡易課税制度を適用して申告する場合には、令和2年12月31日までに『消費税簡易課税制度選択届出書』を住所地等の所轄税務署に提出する必要があります。

- ※1 令和2年分の基準期間である平成30年分の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間(平成31年1月1日から令和元年6月30日までの期間)の課税売上高が1,000万円を超える個人事業者の方は、**令和2年分の消費税の課税事業者に該当します**。
 なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によることもできます。
 上記の判定により課税事業者となる場合には、『消費税課税事業者届出書(特定期間用)』を速やかに住所地等の所轄税務署に提出してください。
- ※2 課税売上高とは、消費税の課税対象となる取引(事業活動に付随して行われる取引、例えば、事業用建物の売却なども含まれます。)の売上高をいいます。ほとんどの取引に係る売上高が課税売上高に該当しますが、土地の売却収入、住宅家賃、社会保険診療報酬など、消費税の非課税取引に係る収入等は除かれます。また、原稿料、印税、講演料、出演料、講師謝金、インターネットによるサイドビジネス収入なども課税売上高に該当します。
- ※3 一般課税の方(簡易課税制度の適用を受けない方)は、課税仕入れ等の事実を記載した帳簿と請求書等の両方の保存がないと、仕入れや経費の支払の際の消費税分を控除することができませんのでご注意ください。
- ※4 軽減税率制度の実施に伴い、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの日の属する課税期間(令和元年分又は令和2年分)に限り、課税仕入れ等(税込み)を税率ごとに区分して合計することにつき困難な事情がある事業者の方が、その課税期間の末日までに『消費税簡易課税制度選択届出書』を提出したときは、経過措置として、届出書を提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます。

2. 平成29年分の課税売上高が1,000万円を超えている個人事業者の方

平成29年分の課税売上高が1,000万円を超えている個人事業者の方は、令和元年分の消費税の課税事業者に該当します。この場合、**令和2年3月31日(火)までに**消費税の確定申告と納税を行う必要があります。

- ※1 平成29年分の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間(平成30年1月1日から同年6月30日までの期間)の課税売上高が1,000万円を超える個人事業者の方は、**令和元年分の消費税の課税事業者**に該当します。
なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によることもできます。
- ※2 高額特定資産の仕入れ等を行った個人事業者の方は、その仕入れ等を行った日の属する年分の翌年分以後において、事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用が制限される場合があります。経過措置を含め、詳しくは、国税庁ホームページの『消費税法改正のお知らせ(平成28年4月)(平成28年11月改訂)』をご覧ください。

消費税の一般的な事項や手続は『消費税のあらまし』を、申告や納税の手続は『消費税及び地方消費税の確定申告の手引き』をご覧ください。『消費税のあらまし』のほか、各種説明書及び届出書は、国税庁ホームページに掲載しています。

令和元年10月1日から、消費税率の引上げに合わせて 軽減税率制度が実施されました

- 日々の経理において帳簿を作成する際、売上げや仕入れについて、取引ごとの税率(軽減税率(8%)・標準税率(10%))により、区分経理を行うことが必要となります。

消費税の申告書を作成する際のポイント

青色申告決算書等には税率ごとの区分がないため、青色決算書等からは消費税の申告書の作成ができません。消費税の申告書を作成する際は、区分経理された帳簿等を基に、課税取引金額計算表を作成しておくことが便利です。

- 売上に軽減税率の対象品目がある場合、税率ごとに区分して合計した対価の額が記載された請求書等(区分記載請求書等)の発行が必要となります。
- ※ 免税事業者の方も、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

軽減税率(8%)の対象品目

- 酒類・外食を除く飲食料品
- 週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)

⇒ 軽減税率制度の詳細については、チラシやパンフレットのほか、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

【制度実施後の税務関係書類の例】

課税取引金額計算表

科目	決算期	Aのうち課税取引にからないもの(金)B		課税取引金額(A-B)		Bのうち軽減税率		Bのうち標準税率	
		金額	税率	金額	税率	金額	税率	金額	税率
売上(収入)金額①									
(雑収入を含む)									
期首商品価額②									
仕入金額③									
小計④									
期末商品価額⑤									
差引金額⑥									
取引金額⑦									
仕入金額や経費を、項目ごと・税率ごとに分けて記載									
売上金額を税率ごとに分けて記載									

この計算書などを作成するためには「**区分経理**」が必要です。

8 財産債務調書制度・国外財産調書制度について

○ 財産債務調書制度について

確定申告が必要な方(➡3ページ)で、その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産(※)を有する方は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した『財産債務調書』を、所得税の納税地の所轄税務署に提出しなければならないこととされています。令和元年12月31日分の財産債務調書の提出期限は、令和2年3月16日(月)です。

詳しくは、国税庁ホームページの『財産債務調書制度に関するお知らせ』をご覧ください。

※ 「国外転出特例対象財産」とは、所得税法第60条の2第1項に規定する有価証券等並びに同条第2項に規定する未決済信用取引等及び同条第3項に規定する未決済デリバティブ取引に係る権利をいいます。

○ 国外財産調書制度について

居住者(非永住者を除きます。)の方で、その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した『国外財産調書』を、住所地等の所轄税務署に提出しなければならないこととされています。

令和元年12月31日分の国外財産調書の提出期限は、令和2年3月16日(月)です。

詳しくは、国税庁ホームページの『国外財産調書制度に関するお知らせ』をご覧ください。

この手続きにおいて使用している用語の解説です。

◆ 総所得金額等

次の①と②の合計額に、退職所得金額（※1）、山林所得金額を加算した金額です。

- ※1 退職所得金額は、確定申告が不要な場合でも計算に当たって加算する必要があります。
- ※2 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（長期譲渡所得については特別控除前の金額）の合計額を加算した金額です。

- ① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（損益通算（▶12ページ）後の金額）
- ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益通算後の金額）の2分の1の金額

ただし、次の「**繰越控除**」を受けている場合は、**その適用後の金額**をいいます。

- 純損失や雑損失の繰越控除
- 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除
- 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除
- 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除
- 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除
- 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

◆ 合計所得金額

次の①と②の合計額に、退職所得金額（※1）、山林所得金額を加算した金額です。

- ※1 退職所得金額は、確定申告が不要な場合でも計算に当たって加算する必要があります。
- ※2 申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（長期譲渡所得については特別控除前の金額）の合計額を加算した金額です。

- ① 事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得及び雑所得の合計額（損益通算（▶12ページ）後の金額）
- ② 総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益通算後の金額）の2分の1の金額

ただし、「◆ 総所得金額等」で掲げた「**繰越控除**」を受けている場合は、**その適用前の金額**をいいます。

◆ 生計を一にする

日常の生活の資を共にすることをいいます。

会社員、公務員などが勤務の都合により家族と別居している又は親族が修学、療養などのために別居している場合でも、①生活費、学資金又は療養費などを常に送金しているときや、②日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には他の親族のもとで起居を共にしているときは、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

◆ 障害者

令和元年12月31日（年途中で死亡した場合には、その死亡の日）の現況において、次のいずれかに該当する、精神や身体に障害のある方

- 身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている方
- 精神保健指定医などにより知的障害者と判定された方
- 65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている方 など

◆ 特別障害者

障害者のうち、次の特に重度の障害のある方

- 身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級と記載されている方
- 精神障害者保健福祉手帳に障害等級が一級と記載されている方
- 重度の知的障害者と判定された方
- いつも病床にいて、複雑な介護を受けなければならない方 など

国税庁ホームページのタックスアンサーでは、このほかの用語についてもキーワードで検索できます。

◆ 同居特別障害者

特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかとの同居を常としている方
※ 老人ホームなどへ入所している場合は、同居を常としているとはいえません。

◆ 同一生計配偶者

あなたの配偶者で、次のいずれにも該当する方

- 令和元年12月31日（年途中で死亡した場合には、その死亡の日）の現況において、あなたと生計を一にしている。
- 令和元年分の合計所得金額が38万円以下である。
- 青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていない又は白色申告者の事業専従者でない。
- ※ 配偶者の収入がパート収入（給与所得）のみの場合における所得金額の計算（▶9ページ）
- ※ 配偶者の収入が公的年金（雑所得）のみの場合における所得金額の計算（▶10ページ）

◆ 控除対象配偶者

同一生計配偶者のうち、あなたの令和元年分の合計所得金額が1,000万円以下の場合の配偶者をいいます。

◆ 国外居住親族

非居住者（国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない個人）である親族をいいます。確定申告において、国外居住親族に係る扶養控除、配偶者（特別）控除又は障害者控除の適用を受ける場合には、その親族に係る「親族関係書類」及び「送金関係書類」の添付等が必要です（▶38ページ）。

◆ 老人控除対象配偶者

控除対象配偶者のうち、昭和25年1月1日以前に生まれた方（年齢が70歳以上の方）

◆ 扶養親族

令和元年12月31日（年途中で死亡した場合には、その死亡の日）の現況において、次のいずれにも該当する方

- 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族）、都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）又は市町村長から養護を委託された老人である。
- あなたと生計を一にしている。
- 令和元年分の合計所得金額が38万円以下である。
- 青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていない又は白色申告者の事業専従者でない。

◆ 控除対象扶養親族

扶養親族のうち、平成16年1月1日以前に生まれた方（年齢が16歳以上の方）

◆ 特定扶養親族

控除対象扶養親族のうち、平成9年1月2日から平成13年1月1日までの間に生まれた方（年齢が19歳以上23歳未満の方）

◆ 老人扶養親族

控除対象扶養親族のうち、昭和25年1月1日以前に生まれた方（年齢が70歳以上の方）

◆ 同居老親等

老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている方
※ 老人ホームなどへ入所している場合は、同居を常としているとはいえません。

～お知らせ～

○ 申告書等の添付書類について

平成31年4月1日以後に提出する確定申告書及び修正申告書（以下「申告書等」といいます。）については、源泉徴収票等の以下の書類の添付又は提示が不要となりました。
なお、申告書等には、源泉徴収票等の内容を記載する必要があります。税務署等で申告書等を作成する場合には、源泉徴収票等が必要ですので、忘れずにお持ちください。

（添付が不要となる書類）

- ・ 給与所得、退職所得、公的年金等の源泉徴収票
- ・ オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書
- ・ 配当等とみなす金額に関する支払通知書
- ・ 上場株式配当等の支払通知書
- ・ 特定口座年間取引報告書
- ・ 未成年者口座年間取引報告書
- ・ 特定割引債の償還金の支払通知書
- ・ 「相続財産に係る譲渡所得の課税の特例」の適用を受ける場合の相続税額及びその相続税額に係る課税価格の資産ごとの明細を記載した書類

○ 住宅借入金等特別控除の拡充について

住宅借入金等特別控除について、住宅の取得等又は住宅の増改築等が特別特定取得（※）に該当し、その住宅を令和元年10月1日以後に居住の用に供した場合で一定の要件を満たすときには、控除期間を10年から13年に延長する等の改正が行われました。

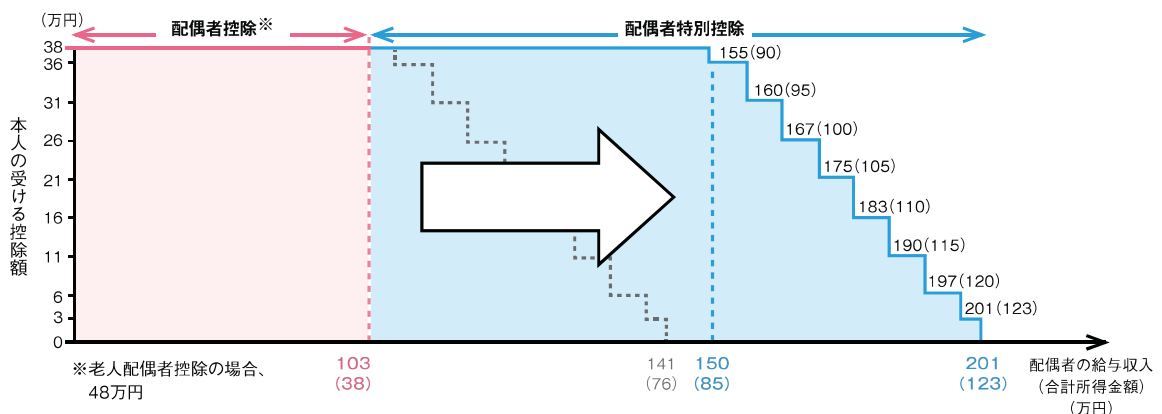
詳しくは、国税庁ホームページ「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ（新築・購入等）」又は「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受けられる方へ（住宅の増改築等）」をご覧ください。

（※）「特別特定取得」とは、住宅の新築、取得又は増改築等に係る対価の額等に含まれる消費税額等が、10%の税率により課されるべきものである場合における住宅の取得等又は住宅の増改築等をいいます。

○ 平成30年分の確定申告から、配偶者（特別）控除が変わりました。

- ① 配偶者控除が、配偶者の合計所得金額のほか、申告する方の合計所得金額に応じて適用されることとなりました。なお、申告する方の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができません。
- ② 配偶者特別控除の金額が改正されたほか、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされました。（改正前：38万円超76万円未満）

（例）本人の給与収入が1,120万円以下の場合（合計所得金額が900万円以下の場合）



○ 医療費控除の添付書類について

平成29年分の確定申告から、医療費控除の適用を受ける場合、『医療費控除の明細書』（セルフメディケーション税制の適用を受ける場合は『セルフメディケーション税制の明細書』）の添付が必要となりました。医療費等の領収書の添付又は提示は必要ありません。

ただし、明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限から5年間、税務署から領収書（医療費通知に係るものを除きます。）の提示又は提出を求められる場合がありますので、領収書は、自宅で保存する必要があります。

※ 令和元年分の確定申告までは、領収書の添付又は提示によることもできます。

○ ふるさと納税（寄附金控除）の申告漏れにご注意ください。

「ふるさと納税ワンストップ特例」の適用に関する申請書を提出している方であっても、5団体を超える自治体にふるさと納税を行った場合や医療費控除を受けるなどの理由により所得税の確定申告をする場合は、ふるさと納税を行った全ての金額を寄附金控除の計算に含め申告する必要があります。

※ ふるさと納税ワンストップ特例

確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行った場合、ふるさと納税先の自治体が5団体以内で、各ふるさと納税先の自治体に特例の適用に関する申請書を提出すれば、所得税の確定申告をせずに、住民税からふるさと納税の寄附金控除を受けられます。

～ 市区町村からのお知らせ～

詳しくは、お住まいの市区町村にお尋ねください。

○ 年金所得者に係る確定申告不要制度に伴う個人住民税の申告について

年金所得者に係る確定申告不要制度（➡4ページ）により所得税等の確定申告をしなかった場合で、次に当てはまるときは個人住民税の申告が必要です。

- ①公的年金等に係る雑所得のみがある方で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除（社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除、基礎控除等）以外の各種控除の適用を受けるとき
- ②公的年金等に係る雑所得以外の所得があるとき

○ 公的年金等に係る個人住民税の特別徴収(引き落とし)について

令和元年度において公的年金等からの特別徴収の対象となっていた方は原則として引き続き特別徴収により納税いただき、平成31年4月3日から令和2年4月2日までに誕生日を迎え65歳になられた方は、令和2年度より新たに特別徴収の対象者となります。

○ 上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の申告における課税方式の選択について

上場株式等に係る配当所得等について、個人住民税において総合課税又は申告分離課税を選択する場合には、納税通知書の送達までに、確定申告書又は個人住民税の申告書を提出する必要があります。

上場株式等に係る譲渡所得等についても、個人住民税において申告分離課税を選択する場合には、上記と同様、納税通知書の送達までに、確定申告書又は個人住民税の申告書を提出する必要があります。申告分離課税を選択した場合には、損益通算してもなお控除しきれない譲渡損失の金額について、翌年度以後3年間にわたり繰越控除の適用が可能となりますが、個人住民税においてその適用を受けるためには、毎年連続して、納税通知書の送達までに、譲渡損失に係る事項を記載した確定申告書又は個人住民税の申告書を提出する必要があります。

なお、上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等については、個人住民税において所得税等と異なる課税方式を選択することが可能です。その場合には、納税通知書の送達までに、確定申告書とは別に個人住民税の申告書を提出する必要があります。

○ 個人住民税の住宅借入金等特別税額控除制度について

所得税の額から控除しきれなかった住宅借入金等特別控除（➡22ページ）額がある場合、翌年度分（令和2年度分）の個人住民税額からその控除しきれなかった金額を控除できる場合があります。

この制度の適用を受けるためには、年末調整によりこの制度の適用を受けている方を除き、原則として令和2年3月16日（月）までに住宅借入金等特別控除を受けるための確定申告書を住所地等の所轄税務署へ提出する必要がありますのでご注意ください。

申告
手続
の
流れ

記
載
例

手
順
1

手
順
2

手
順
3

手
順
4

手
順
5

手
順
6

知
つ
て
お
き
たい
こ
と

添
付
書
類

振
替
納
税
申
込
み
書

医
療
費
控
除
の
明
細
書

下
書
き
用
申
告
書

3. 申告書に添付・提示する書類

申告書を提出する前に、これらの書類が揃っているかチェックしましょう。



申告書を提出するときに、以下の書類をその区分に応じ添付するか又は提示しなければなりません。

※ 書類を添付する場合は、『添付書類台紙』などに貼って申告書と一緒に提出します。

(注)平成31年4月1日以後に提出する申告書等については、源泉徴収票等の添付又は提示が不要となりました(詳細は35ページをご参照ください)。なお、申告書等には、源泉徴収票等の内容を記載する必要があります。税務署等で申告書等を作成する場合には、源泉徴収票等が必要ですので、忘れずにお持ちください。

○申告書に記載された**申告者ご本人**のマイナンバー(個人番号)については、税務署で本人確認を行うため、次の本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

	本人確認書類	チェック欄	添付又は提示			
マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカード(個人番号カード) ※ 写しを添付する場合には、表面及び裏面の 写し が必要です。	<input type="checkbox"/>				
マイナンバーカードをお持ちでない方	①番号確認書類及び②身元確認書類	<input type="checkbox"/>	添付又は提示 本人確認書類の 写し を、添付書類台紙などに貼って申告書と一緒に提出する 又は 本人確認書類を、提出の際に提示する			
	<table border="1"> <tr> <td>① 番号確認書類 《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》</td> <td>●通知カード ●住民票の写し又は住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるものに限り ます。) などのうち、いずれか1つ</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">+</td> </tr> <tr> <td>② 身元確認書類 《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》</td> <td>●運転免許証 ●公的医療保険の被保険者証 ●パスポート ●身体障害者手帳 ●在留カード などのうち、いずれか1つ</td> </tr> </table>		① 番号確認書類 《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》	●通知カード ●住民票の写し又は住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるものに限り ます。) などのうち、いずれか1つ	+	
① 番号確認書類 《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》	●通知カード ●住民票の写し又は住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるものに限り ます。) などのうち、いずれか1つ					
+						
② 身元確認書類 《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》	●運転免許証 ●公的医療保険の被保険者証 ●パスポート ●身体障害者手帳 ●在留カード などのうち、いずれか1つ					

※1 配偶者、扶養親族及び事業専従者などの本人確認書類は不要です。

※2 青色申告書を提出する方で、一定の場合に、①番号確認書類の写しの添付又は提示を省略することができます。

ただし、還付申告(予定納税額があることによる還付申告を除きます。)及び相続人から提出される準確定申告の方は、番号確認書類の提示等が必要です。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

○申告内容に応じて次の書類の添付又は提示が必要です。

	項目等	添付又は提示すべき書類	チェック欄	添付又は提示
「収入金額等」で、右の項目を記入した方	事業・営業等	青色申告者 総収入金額及び必要経費の内訳を記載した『青色申告決算書』	<input type="checkbox"/>	添付 申告書と一緒に提出する
	事業・農業	白色申告者 総収入金額及び必要経費の内訳を記載した『収支内訳書』	<input type="checkbox"/>	
	不動産		<input type="checkbox"/>	
「所得から差し引かれる金額」で、右の項目を記入した方	社会保険料控除	国民年金保険料及び国民年金基金の掛金について社会保険料控除を受ける場合は、『社会保険料(国民年金保険料)控除証明書』等(※1)	<input type="checkbox"/>	添付又は提示 添付書類台紙などに貼って申告書と一緒に提出する 又は 提出の際に提示する
	小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金額の証明書(※1)	<input type="checkbox"/>	
	生命保険料控除	支払額などの証明書(旧生命保険料に係るもので1契約9千円以下のものを除きます。)(※1)	<input type="checkbox"/>	
	地震保険料控除	支払額などの証明書(※1)	<input type="checkbox"/>	
	勤労学生控除	各種学校や専修学校の生徒、職業訓練法人の認定職業訓練を受けている方は、その学校や法人から交付される証明書(※1)	<input type="checkbox"/>	
	障害者控除 配偶者(特別)控除 扶養控除	⑬ ⑭ ⑮ 国外居住親族について控除の適用を受ける場合は、『親族関係書類』及び『送金関係書類』(※2)	<input type="checkbox"/>	
	雑損控除	⑲ ⑳ 災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書	<input type="checkbox"/>	添付又は提示
	医療費控除	⑳ ㉑ 医療費控除の明細書(➡40ページ)(※3)	<input type="checkbox"/>	添付
		㉒ 医療費通知(医療費のお知らせ)(原本) ○医療費通知を添付し、明細の記載を省略する場合には限ります。	<input type="checkbox"/>	申告書と一緒に提出する
		㉓ 各種証明書等(おむつ証明書など)	<input type="checkbox"/>	添付又は提示

項目等		添付又は提示すべき書類	チェック欄	添付又は提示
セルフメディケーション 税制による医療費控除の 特例	23	セルフメディケーション税制の明細書 (※3)	<input type="checkbox"/>	添付 申告書と一緒に 提出する
		適用を受ける年分において一定の取組を行っ たことを明らかにする書類	<input type="checkbox"/>	添付又は提示
寄附金控除	24	●寄附した団体などから交付された寄附金の 受領証 ●特定の公益法人や学校法人などに対する寄 附や、一定の特定公益信託の信託財産とす るための支出については、その法人や信託 が適格であることなどの証明書又は認定証 の写し ●政治献金については、選挙管理委員会等の 確認印のある「寄附金(税額)控除のための書 類」(※4)	<input type="checkbox"/>	添付又は提示 添付書類台紙 などに貼って 申告書と一緒に 提出する 又は 提出の際に提 示する
「 」(区分)	29	適用を受ける控除の計算に関する明細書等	<input type="checkbox"/>	
(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除	30	HP参照：『住宅借入金等特別控除を受けられる方 へ』、『(特定増改築等)住宅借入金等特別 控除を受けられる方へ』	<input type="checkbox"/>	添付 申告書と一緒に 提出する
政党等寄附金特別控除	31	『政党等寄附金特別控除額の計算明細書』等	<input type="checkbox"/>	
		選挙管理委員会等の確認印のある「寄附金(税 額)控除のための書類」(※4)	<input type="checkbox"/>	添付 添付書類台紙など に貼って申告書と 一緒に提出する
認定NPO法人等寄附金 特別控除	32	HP参照：『認定NPO法人等寄附金特別控除 を受けられる方へ』	<input type="checkbox"/>	添付 (添付書類台紙 などに貼って) 申告書と一緒に 提出する
公益社団法人等寄附金 特別控除	33	HP参照：『公益社団法人等寄附金特別控除を受 けられる方へ』	<input type="checkbox"/>	
住宅耐震改修特別控除	35	HP参照：『住宅耐震改修特別控除・住宅特定改 修特別税額控除を受けられる方へ』	<input type="checkbox"/>	
住宅特定改修特別 税額控除	36	HP参照：『住宅耐震改修特別控除・住宅特定改 修特別税額控除を受けられる方へ』	<input type="checkbox"/>	添付 申告書と一緒に 提出する
認定住宅新築等 特別税額控除	37	HP参照：『認定住宅新築等特別税額控除を受 けられる方へ』	<input type="checkbox"/>	
外国税額控除	43	『外国税額控除に関する明細書』	<input type="checkbox"/>	
		外国所得税を課税されたことを証明する書類	<input type="checkbox"/>	

「所得から差し
引かれる金額」
で、右の項目
を記入した方

「税金の計算」
で、右の項目
を記入した方

- ※1 給与所得者が、既に年末調整でこの控除を受けている場合は、添付又は提示は不要です。
- ※2 「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、その国外居住親族があなたの親族であることを証するものをいいます。
- ①戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族の旅券(パスポート)の写し②外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類(国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限ります。)
 - ・『送金関係書類』とは、次の①又は②の書類で、あなたがその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。
 - ①金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりあなたから国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類②いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、国外居住親族が、そのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその国外居住親族が商品等を購入したこと等により、その商品等の購入等の代金に相当する額をあなたから受領したこと等を明らかにする書類
 - ・いずれの書類も、外国語で作成されている場合にはその翻訳文も必要です。
 - ・給与等(公的年金等)の源泉徴収又は年末調整において、源泉徴収義務者に提出し、又は提示したこれらの書類については、確定申告書に添付又は提示する必要はありません。
- ※3 経過措置により平成29年分から令和元年分までの確定申告については、明細書を添付せずに医療費等の領収書の添付又は提示によることもできます。
- ※4 確定申告書を提出するときまでに『寄附金(税額)控除のための書類』の交付が間に合わない場合は、その書類に代えて、寄附金の受領証の写しを添付して確定申告し、後日、その書類が交付され次第、速やかに税務署に提出します。
- ◆このほか、付表や計算書などを使用した方は、その計算書なども申告書と一緒に提出します。
- ◆付表、計算書、明細書及び説明書は、国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。

4. 振替納税の新規(変更)申込み

振替納税のお申込み(令和元年分所得稅等の確定申告分)は
令和2年3月16日(月)
 まで

申告所得稅及び復興特別所得稅、消費稅及び地方消費稅の振替納税を新規に利用される方は、このページを手引きから切り離し、次の『預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書』に必要な事項を記入し、預貯金通帳に使用している印鑑を押して確定申告書と一緒に稅務署に提出するか、金融機関へ提出してください。

- 振替納税(口座振替)は全国の銀行(ゆうちょ銀行を含みます)、信用金庫、労働金庫、信用組合、農協及び漁協でご利用になれます。
- 振替納税には普通預金、当座預金、納稅準備預金、通常貯金等がご利用になれます。
 ※ 定期預金及び貯蓄預金等ではご利用になれません。また、インターネット専用銀行等の一部の金融機関、インターネット支店等の一部店舗ではご利用になれない場合があります。
- 提出の際には申告書や添付書類台紙に貼らないでください。

【注意】 転居等により申告書の提出先の稅務署が変わった場合には、新たに振替納税の手続が必要となります。

(金融機関経由印)

納付書送付依頼書

(提出先の稅務署名を書いてください。)

稅務署長あて

氏名

印

私が納付する

- 申告所得稅及復興特別所得稅 (1期分、2期分、確定申告分(期限内申告分)、延納分)
 - 消費稅及地方消費稅 (中間申告分、確定申告分(期限内申告分))
- ご利用にならない稅目については、二重線で抹消してください。この場合の訂正印は不要です。

について、

令和 年 月 日 以降納期が到来するものを、口座振替により納付したいので、納付稅額等必要な事項を記載した納付書は、指定した金融機関あて送付してください。

※稅務署整理欄

〔整理番号〕	□□□□□□□□	〔金融機関番号〕	□□□□□□□□
〔振替区分〕	□	〔入力日付〕	□□□□□□
		〔送付日付〕	□□□□□□

金融機関名

預貯金口座振替依頼書

(この依頼書の提出年月日を書きます。)

令和 年 月 日

銀行・信用金庫 労働金庫・信用組合 漁協・農協	本店・支店 本所・支所 出張所・	御中
-------------------------------	------------------------	----

あなた(〒) 電話 ()

あなたの住所(申告納稅地)

氏名(フリガナ)

(金融機関お届け印)

銀行(ゆうちょ銀行以外)	預金の種類	1 普通	2 当座	3 納稅準備	金融機関使用欄
	口座番号				
ゆうちょ銀行	記号番号	1		0	

稅務署から私名義の納付書が貴店(組合)に送付されたときは、私名義の上記の預貯金から次のとおり口座振替により納付することとしたいので、下記約定を承認の上依頼します。

- 対象稅目
 - 申告所得稅及復興特別所得稅 (1期分、2期分、確定申告分(期限内申告分)、延納分)
 - 消費稅及地方消費稅 (中間申告分、確定申告分(期限内申告分))
 ご利用にならない稅目については、二重線で抹消してください。この場合の訂正印は不要です。
- 振替納付日

納期の最終日(休日の場合は翌取引日)

ただし、納付の日が納期限後となる場合で、法令の規定によりその納付が納期限においてされたものとみなされるときは、貴店(組合)に納付書が到達した日から2取引日を経過した最初の取引日まで。

約 定 (必ず確認してください。)

- 預貯金の支払手続については、当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき当座小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。
- 指定預貯金残高が振替日において、納付書の金額に満たないときは、私に通知することなく納付書を返却されても差し支えありません。
- この口座振替契約は、貴店(組合)が相当の事由により必要と認めた場合には私に通知されることなく、解除されても異議はありません。
- この口座振替契約を解除する場合には、私から(納稅貯蓄組合長を経由して)指定した金融機関並びに稅務署あて文書により連絡します。
- この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店(組合)の責によるものを除き、貴店(組合)には迷惑をかけません。
- 貴店(組合)に対して領收証書の請求はいたしません。

□口座振替の利用を開始する申告等の納期限以前の日付を書きます。

ゆうちょ銀行等の場合は支店名等の記入は不要です。

あなたの住所等を記載してください。

預貯金口座の名義を記載してください。

ゆうちょ銀行以外の銀行等の場合は、預貯金の種類を○で囲み口座番号を書きます。

ゆうちょ銀行の場合、記号及び番号をそれぞれ書き込みます。

氏名を押印します。

□口座振替をご利用にならない稅目等については、二重線で抹消します。

□口座振替をする金融機関の名称・支店名等を書きます。

あなたの住所と申告書に書いた住所が違う場合には申告書の住所を書きます。

預貯金口座の届出印を押印し、横に押し直してください。

□口座振替をご利用にならない稅目等については、二重線で抹消します。

このページは切り離して利用ください。

5. 医療費控除の明細書

医療費控除(➡19ページ)の適用を受ける場合には、医療費控除の明細書の添付が必要です。次ページの明細書をご利用ください。(国税庁ホームページでも作成できます。)

医療費の領収書の添付又は提示は必要ありません。ただし、明細書の記入内容の確認のため、**確定申告期限から5年間**、税務署から領収書(医療費通知に係るものを除きます。)の提示又は提出を求める場合がありますので、**領収書はご自宅等で保管してください。**

医療費控除の明細書の記載要領

この明細書は、所得税法第73条(医療費控除)の適用を受ける場合に使用します。**この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることができませんので、ご注意ください。**

① 医療費通知に関する事項

医療費通知を添付する場合、(1)~(3)を記入します。

※1 医療費通知とは、医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の事項が記載されたものをいいます。

- ①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者 ④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称
- ⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称

※2 あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費に関する医療費通知に限ります。

(1)「医療費通知に記載された医療費の額」欄

あなたが負担した医療費の合計額を記入します。通知が複数ある場合は、全て合計し記入します。

(2)「(1)のうち、その年中に実際に支払った医療費の額」欄

(1)の医療費のうち、その年中に実際に支払った医療費の合計額を記入します。

※ 医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異なる場合がありますので、領収書をご確認ください。

(3)「(2)のうち、生命保険や社会保険などで補てんされる金額」欄

生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金(入院費給付金、出産育児一時金、高額療養費など)がある場合に、その金額を記入します。

※ 保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても、他の医療費からは差し引けません。

記入例

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
176,584 円	153,300 円	円

医療費通知に記載された自己負担額の合計額を記入します。

(1)で記入した医療費のうち、その年中に実際に支払った金額を領収書等で確認し、合計額を記入します。

(2)の医療費について、保険金などを受け取った場合は、その金額を記入します。

② 医療費(上記①以外)の明細

その年中にあなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費について、領収書から必要事項を記入します。

なお、「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(「①医療費通知に関する事項」)に記入したものについては、記入しないでください。)

(1)「医療を受けた方の氏名」欄

医療を受けた方の氏名を記入します。

(2)「病院・薬局などの支払先の名称」欄

診療を受けた病院や医薬品を購入した薬局などの支払先の名称を記入します。

(3)「医療費の区分」欄

医療費の内容として該当するものを全てチェックします。

(4)「支払った医療費の額」欄

医療費控除の対象となる金額を記入します。

(5)「(4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額」欄

上記①(3)と同様です。

例) 国税太郎さんが○△病院に通院した場合

2月18日 診療:6,500円 通院費(JR、○○バス)往復780円

5月28日 診療:5,500円 通院費(JR、○○バス)往復780円

○△病院計:12,000円 通院費計:1,560円

※ 「□その他の医療費」欄は、例えば、通院費、医療器具の購入(いずれも通常必要なものに限ります。)などがある場合にチェックします。

※ 通院費の支払先が乗り継ぎ等により複数ある場合には、記入例のようにまとめて記入しても差し支えありません。

記入例

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
国税 太郎	○△病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	12,000 円	円
〃	JR、○○バス	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input checked="" type="checkbox"/> その他の医療費	1,560	

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住 所 _____

氏 名 _____

1 医療費通知に関する事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)~(3)を記入します。

※医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

- ①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、
- ④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
円	円	円

2 医療費(上記1以外)の明細

「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
2 の 合 計			円	円

医 療 費 の 合 計	A (㉗+㉘) 円	B (㉙+㉚) 円
-------------	-----------	-----------

3 控除額の計算

支払った医療費 (合計) 円	A	← 申告書第二表の「所得から差し引かれる金額」に関する事項の医療費控除欄に転記します。
保険金などで補てんされる金額	B	
差引金額 (A - B) (赤字のときは0円)	C	← 申告書第一表の「所得金額」の合計欄の金額を転記します。 (注) 次の場合には、それぞれの金額を加算します。 ・退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額 ・ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額(特別控除前の金額) なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の㉛の金額を転記します。
所得金額の合計額	D	
㉜ × 0.05 (赤字のときは0円)	E	
㉜と10万円のいずれか少ない方の金額	F	
医療費控除額 (C - E) (最高200万円、赤字のときは0円)	G	← 申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の医療費控除欄に転記します。

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

切り離して確定申告書に添付してください。

下書き用申告書(第一表)

(単位は円)

収入金額等	事業等	⑦	
	農業	⑧	
	不動産	⑨	
	利子	⑩	
	配当	⑪	
	給与	⑫	
	雑		
	公的年金等	⑬	
	その他	⑭	
	総合譲渡		
短期	⑮		
長期	⑯		
一時	⑰		
所得金額	事業等	⑱	
	農業	⑲	
	不動産	⑳	
	利子	㉑	
	配当	㉒	
	給与	㉓	
	雑	㉔	
	総合譲渡・一時	㉕	
	合計	㉖	
	所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	㉗
小規模企業共済等掛金控除		㉘	
生命保険料控除		㉙	
地震保険料控除		㉚	
寡婦・寡夫控除		㉛	0000
勤労学生・障害者控除		㉜	0000
配偶者(特別)控除		㉝	0000
扶養控除		㉞	0000
基礎控除		㉟	0000
⑩から㉒までの計		㊱	
雑損控除		㊲	
医療費控除		㊳	
寄附金控除		㊴	
合計		㊵	

税金	課税される所得金額	㊶	000	
	上の㊶に対する税額	㊷		
	配当控除	㊸		
	区分	㊹		
	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	㊺	00	
	政党等寄附金等特別控除	㊻		
	住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修・認定住宅 新築等特別税額控除	㊼		
	差引所得税額	㊽		
	災害減免額	㊾		
	再差引所得税額 (基準所得税額)	㊿		
計算	復興特別所得税額	㊿		
	所得税及び復興特別所得税の額	㊿		
	外国税額控除	㊿		
	源泉徴収税額	㊿		
	申告納税額	㊿		
	予定納税額 (第1期分・第2期分)	㊿		
	第3期分納める税金の税額	㊿	00	
	還付される税金	㊿	△	
	その他	配偶者の合計所得金額	㊿	
		専従者給与(控除)額の合計額	㊿	
青色申告特別控除額		㊿		
雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額		㊿		
未納付の源泉徴収税額		㊿		
本年分で差し引く繰越損失額		㊿		
平均課税対象金額		㊿		
変動・臨時所得金額		㊿		
延届納の出				
申告期限までに納付する金額		㊿	00	
延納届出額	㊿	000		

復興特別所得税額の記入漏れにご注意ください!!

確定申告書の作成に当たっては、
復興特別所得税額の記入漏れのないようご注意ください。

再差引所得税額 (基準所得税額)	㊿	196500
復興特別所得税額 (㊿×2.1%)	㊿	4126
所得税及び復興特別所得税の額 (㊿+㊿)	㊿	200626

このページは切り離して利用ください。